

- 42 《熊本藩役職者一覽》、二五八頁。
松尾武右衛門については不明であるが、鶴崎町の町年寄か。鶴崎の地は高田手永に属していたが、鶴崎は准町であったため、高田手永惣庄屋の支配を離れて郡代の支配下に置かれ四人の町年寄の合議制のもとに運営された(大分県総務部総務課編『大分県史 近世編Ⅲ』、非売品、一九八八年、四六頁)。
- 43 中村庄右衛門は鶴崎郡郡代。在任期間は嘉永七(一八五四)年八月二十五日(安政五(一八五八)年七月二十日)《熊本藩役職者一覽》、三〇〇頁。
- 44 松崎次兵衛は野津原鶴崎郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年五月(安政五(一八五八)年十一月)《熊本藩役職者一覽》、三〇〇頁。
- 45 北里傳兵衛は北里手永惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三)年十二月二十四日(明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七四七頁。
- 46 友成津内は小国郡郡代。在任期間は安政三(一八五六)年十二月二十八日(安政五(一八五八)年六月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 47 木村得太郎は小国郡郡代。在任期間は安政三(一八五六)年七月十六日(安政六(一八五九)年十一月十日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 48 河瀬安兵衛は沼山津手永惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十二月十六日(安政六(一八五九)年四月十九日)《肥後讀史總覽》上巻、七一八頁。
- 49 野々口金左衛門は上益城郡郡代。在任期間は安政五(一八五八)年七月(安政七(一八六〇)年二月)《熊本藩役職者一覽》、二六一頁。
- 50 貫角右衛門は掃除頭。在任期間は安政二(一八五五)年十一月二十一日(明治三(一八七〇)年三年七月)《熊本藩役職者一覽》、三四〇頁。
- 51 村上平右衛門は小田手永惣庄屋。在任期間は安政二(一八五五)年十一月十一日(文久二(一八六二)年十月十五日)《肥後讀史總覽》上巻、七四七頁。
- 52 横田善左衛門は玉名郡郡代。在任期間は安政五(一八五八)年七月(万延元(一八六〇)年四月四日)《熊本藩役職者一覽》、二七八頁。
- 53 小川次郎助は玉名郡郡代。在任期間は安政六(一八五九)年八月二十九日(安政七(一八六〇)年七月二日(右同))。
- 54 岩崎物部は玉名郡郡代。在任期間は安政七(一八六〇)年二月(文久元(一八六一)年三月(右同))。
- 55 高木仁十郎は大津手永惣庄屋。在任期間は万延元(一八六〇)年十二月二十五日(明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七六二頁。
- 56 村上久太郎は合志郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年六月(慶応元(一八六五)年四月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二八七頁。
- 57 須佐美九郎兵衛は川尻町奉行。在任期間は安政三(一八五六)年八月二十四日(慶応元(一八六五)年十二月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、一七二頁。
- 58 註51参照。
- 59 中村庄右衛門は当時玉名郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年三月二十一日(慶応元(一八六五)年四月二十四日)《熊本藩役職者一覽》、二七八頁。
- 60 脚注45参照。
- 61 茂見龜之助は小国・久住郡代。在任期間は文久三(一八六三)年八月二十八日(元治元(一八六四)年七月十八日)《熊本藩役職者一覽》、二九五頁。
- 62 佐藤久助は五町手永惣庄屋。在任期間は安政二(一八五五)年十月十三日(明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七〇八頁。
- 63 岩崎物部は飽田託摩郡郡代。在任期間は文久元(一八六一)年三月(慶応元(一八六五)年四月二十一日)《熊本藩役職者一覽》、二五八頁。
- 64 小山市太郎は飽田託摩郡郡代。在任期間は文久三(一八六三)年十二月十一日(慶応元(一八六五)年五月一日(右同))。
- 65 福崎太郎右衛門は中山手永惣庄屋の福崎太郎助か。福崎太郎助の中山手永惣庄屋在任期間は元治元(一八六四)年六月二十一日(明治三(一八七〇)年七月五日)《肥後讀史總覽》上巻、七二八頁。
- 66 入江次郎太郎は下益城郡郡代。在任期間は万延元(一八六〇)年十二月(慶応四(一八六八)年一月)《熊本藩役職者一覽》、二六四頁。

〔註〕

- 1 光永平蔵は木倉手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年六月十八日(文久三(一八六三)年十月九日(松本雅明監修『肥後讀史總覽』上巻、鶴屋百貨店、一八九三年(以下『肥後讀史總覽』上巻)、七二頁)。
- 2 村井次郎作は上益城郡郡代。在任期間は弘化二(一八四五)年十月(嘉永元(一八四八)年四月五日(西山禎一『熊本藩役職者一覽』非売品、二〇〇七年(以下『熊本藩役職者一覽』)、二六一頁)。
- 3 近藤喜左衛門は五町手水惣庄屋。在任期間は天保十二(一八四一)年六月十日(弘化三(一八四六)年七月二十九日(『肥後讀史總覽』上巻、七〇八頁)。
- 4 中島九郎左衛門は飽田郡郡代。在任期間は天保十五(一八四四)年四月(嘉永四(一八五二)年三月二十一日(『熊本藩役職者一覽』、二五八頁)。
- 5 布田太郎右衛門は池田手水惣庄屋。在任期間は天保十五(一八四四)年四月二十八日(安政六(一八五九)年三月二日病死(『肥後讀史總覽』上巻、七一〇頁)。
- 6 註4参照。
- 7 末藤新右衛門は川尻町奉行。在任期間は弘化三(一八四六)年六月十五日(弘化四(一八四七)年二月八日(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 8 松崎九郎平は川尻町奉行。在任期間は弘化四(一八四七)年二月(嘉永三(一八五〇)年七月(右同))。
- 9 片山甚十郎は掃除頭。在任期間は弘化二(一八四五)年五月三日(嘉永五(一八五二)年一月十八日(『熊本藩役職者一覽』、三四〇頁)。
- 10 多田隈丈左衛門は小田手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年十月十三日(嘉永五(一八五二)年六月十三日(『肥後讀史總覽』上巻、七四七頁)。
- 11 江嶋傳左衛門は玉名郡郡代。在任期間は天保十五(一八四四)年九月(嘉永四(一八五一)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、二七八頁)。
- 12 藤井次郎助という名前は見つからなかったが、申請時期から廻江手水惣庄屋の藤井熊之助(在任期間は天保十二(一八四一)年十二月(安政二(一八五五)年七月)のことか(『肥後讀史總覽』上巻、七二五頁)。
- 13 杉浦津直は下益城郡郡代。在任期間は弘化二(一八四五)年三月(嘉永四(一八五二)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、二六四頁)。
- 14 松崎九郎平は川尻町奉行。在任期間は弘化四(一八四七)年二月(嘉永三(一八五〇)年七月(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 15 蒲地太郎八は菊池郡郡代。在任期間は弘化四(一八四八)年八月(嘉永七(一八五四)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二八四頁)。
- 16 宇野源兵衛は深川手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年十月十三日(嘉永二(一八四九)年十二月二十日(『肥後讀史總覽』上巻、七六〇頁)。
- 17 註15参照。
- 18 大須賀純右衛門は中村手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年五月十四日(嘉永三(一八五〇)年二月六日(『肥後讀史總覽』上巻、七五七頁)。
- 19 早川早十郎は山本・山鹿郡郡代。在任期間は弘化四(一八四七)年四月十日(嘉永三(一八五〇)年一月二十五日(『熊本藩役職者一覽』、二八二頁)。

- 20 古閑才蔵は北里手水惣庄屋。在任期間は嘉永元(一八四八)年五月朔日(嘉永五(一八五二)年四月晦日(『肥後讀史總覽』上巻、七七四頁)。
- 21 河喜多助三郎は小国郡郡代。在任期間は嘉永三(一八五〇)年八月十四日(嘉永四(一八五一)年三月二十八日(『熊本藩役職者一覽』、一九五頁)。
- 22 井上久之允は小国郡郡代。在任期間は弘化四年八月二十一日(嘉永五年二月十四日(『熊本藩役職者一覽』、一九五頁)。
- 23 丸山平左衛門は甲佐手水惣庄屋。在任期間は弘化三(一八四六)年七月二十九日(安政三(一八五六)年六月(『肥後讀史總覽』上巻、七二〇頁)。
- 24 上妻半右衛門は上益城郡郡代。在任期間は弘化四(一八四七)年八月(嘉永七(一八五四)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二六一頁)。
- 25 光永四兵衛は内田手水惣庄屋。在任期間は嘉永三(一八五〇)年二月六日(嘉永六(一八五三)年七月朔日(『肥後讀史總覽』上巻、七四八頁)。
- 26 杉浦津直は玉名郡郡代。在任期間は嘉永四(一八五一)年三月二十八日(安政二(一八五五)年十月(『熊本藩役職者一覽』、二七八頁)。
- 27 河瀬安兵衛は沼山津手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十二月十六日(安政六(一八五九)年四月十九日(『肥後讀史總覽』上巻、七一八頁)。
- 28 註24参照。
- 29 註24参照。
- 30 内田壽太郎は河江手水惣庄屋。在任期間は嘉永五(一八五二)年五月(明治元(一八六八)年閏四月(『肥後讀史總覽』上巻、七二七頁)。
- 31 註24参照。
- 32 小森田武八郎は内田手水惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三)年七月朔日(文久元(一八六〇)年十月三日(『肥後讀史總覽』上巻、七四八頁)。
- 33 註26参照。
- 34 荒木万蔵は川尻町奉行。在任期間は嘉永五(一八五二)年二月二十二日(安政二(一八五五)年十月四日(『熊本藩役職者一覽』、一七二頁)。
- 35 山隈新左衛門は天津手水惣庄屋。在任期間は嘉永六(一八五三)年十二月二十四日(万延元(一八六〇)年十二月十六日(『肥後讀史總覽』上巻、七六二頁)。
- 36 井上久之允は菊池郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年(安政三(一八五六)年十二月九日(『熊本藩役職者一覽』、二八四頁)。
- 37 小山貞之允は種山手水惣庄屋。在任期間は弘化二(一八四五)年十一月七日(万延元(一八六〇)年十月(『肥後讀史總覽』上巻、七三五頁)。
- 38 太田十郎右衛門は八代郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年二月(安政五(一八五八)年八月(『熊本藩役職者一覽』、二七〇頁)。
- 39 石川源兵衛は八代郡郡代。在任期間は安政二(一八五五)年二月十六日(安政三(一八五六)年八月四日(『熊本藩役職者一覽』、二七〇頁)。
- 40 古閑才蔵は本庄手水惣庄屋。在任期間は嘉永五(一八五二)年五月(文久元(一八六〇)年五月十八日(『肥後讀史總覽』上巻、七一四頁)。
- 41 上妻半右衛門は飽田・託摩郡郡代。在任期間は嘉永七(一八五四)年八月(文久元(一八六〇)年二月

被

仰付候已来格別稜立候体之慎方ハ聞兼申候、以上

子十二月

演舌

工藤覚兵衛

中山手永巢林村穢多次郎右衛門与申者、先年老牛馬買入二付不屈之儀有之、次郎兵衛列同時同罪之者二而、御刑法且額入墨被 仰付置候由之処、其後者前非を悔、改心いたし万端心得方宜、村方之交且家内睦敷手業等相稼居候由候而、当年産物方御用滑革之類引出精相勤居御用弁之者二而慎方宜敷、喜平同様墨拔御免奉願置候由、此段唱之趣承申付入御聞置申候、以上

子十二月

工藤覚兵衛

安政元年四月

中山手永巢林村
穢多

次郎右衛門

喜平

中山手永巢林村
穢多

次郎右衛門

喜平

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎居候由二付、此節右入墨被除下候、此節可有御座候、以上

正月廿八日

入江次郎太郎殿

刑法方御奉行中

僉議 平川

〔付札〕 本紙中山手永巢林村穢多次郎右衛門・喜平儀、前刑別紙之通二御座候處、其後相慎居候二付、刺墨被除下候様、書面之通願出候二付、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候處、兩人共慎方宜敷相違無之、手業相稼産物方御用出精相勤候由、委細別紙之通二而、御咎後最早十二ヶ年二相成候間、追々之見合を以刺墨被除下、弥以相慎候様及御目付 達可申哉

但本文一同御咎被 仰付候、同村次郎兵衛聞方被 仰付候へとも、左迄慎方之稜目も相見不申候間、先是迄之可被差置哉、右者次郎右衛門聞方被 仰付候筈之処、間違二相成候得共、次郎右衛門慎方者演舌書之通二付一同除除墨之しらべ仕候事

前刑

西澤文喜育之倅
常右衛門事

弥兵衛

右者不屈之儀有之、先年入墨管た、き答眉無之御刑法被
仰付置候処、其後相慎居候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、
以上

八月朔日

御刑法方
御奉行中

服部弥門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事に付、弥
以相慎候様可有御達候、以上

□ 乍恐奉願覚

巢林村穢多

次郎右衛門

当子四十九歳

同

喜平

同五十七歳

中山手永巢林村穢多右之者共儀、去ル嘉永六丑年老牛馬買入二付不埒之儀
有之、翌寅年於下河原御刑法且額二入墨被仰付置候二付而者、何れ茂後悔
至極奉恐入居候間、右之者共儀格別相慎老牛馬買入等二携不申、万端正路
二相心得、村方茂一和二交り、家内睦敷手業等専相稼申候、惣体巢林穢多
村二御割付二相成居候御用滑皮之儀も相納来、喜平儀者滑方引受出精仕居
申候、然処御用皮納方二付而者、荒皮為買入遠方二懸、所々二罷出候節、

御法之御印有之候二付而者、於向方取組を初往来止宿等内輪不謂心痛御座
候由、最早十ヶ年余心得方宜敷相慎居候者共二御座候間、恐多難奉願儀二
御座候得共、何卒右之者共式人入墨拔方御免被仰付被下候様奉願候、願之
通御免被仰付被下候ハ、外々取扱之一端二茂相成可申奉存候間、重畳宜敷
被為相成御達可被下候、此段乍恐覚書を以奉願候、以上

元治元年九月

巢林村庄屋
村山小左衛門印

右之通願書申候間、内輪精々相糺候処、
書面之通相達茂無御座候間、宜敷被
仰付可被下候、以上

福崎太郎右衛門殿印

入江次郎太郎殿印

御郡方

御奉行衆中

中山手永巢林村
穢多

次郎兵衛

歳四十七程

喜平

歳五十七程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被 仰付置候処、相慎居候哉之旨二付当時
之模様をも見聞仕候処、去嘉永六年之比老牛馬買入二付不屈之儀有之、御
刑法且額二入墨被 仰付置候由二而、其後喜平儀者深前非を悔、改心いた
し万端心得方宜敷、村方一和二相交、家内睦敷相暮、手業等相稼居候由、
惣体産物方御用滑革類引受、出精相勤専御用便二相成居候由に而、有折荒
皮買入方等遠方二懸方^(見せ消し)所々に止宿仕候儀も有之由之處、御法之御印有之
候而者於向々買入取組彼是二も心配いたし候儀も候由、次郎兵衛儀者御法

奉存候、此段可然様御取扱被成下候様宜敷奉願候、以上

六月

矢田部振右衛門

小川弥一郎

斎藤善太

市左衛門様御内

岩崎庄左衛門様

覚

触組西澤文喜育之伴

常右衛門事當時有吉

市左衛門殿一季抱

西澤弥兵衛

歳二十六程

右者先年不届之儀有之御刑法被

仰付置候処、其後相慎候哉當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、同人儀不届之儀有之安政四年二月頃苗字大小御取上百答三年眉無之御刑法被

御刑法被

仰付、年限相濟万延元年正月頃被差返候付、深奉恐入前非を悔相慎仕候之由之処、一昨年十一月頃市左衛門殿一季ニ被召抱、役人段御申付ニ罷成居

候得共、格別勤向茂無之由ニ付、宿元より懸候而何事角事之節迄屋敷江罷出候由、扱弥兵衛儀者幼年之頃より句読習書心懸能有之候由之処、御咎後

昼内者外出等容易ニ不致、一頃者林藤次方江夜会相頼其春之頃よりハ医業之下心茂有之、富田宗栗方江猶会読相頼、是又夜分罷越候由之処、下地書

見をもいたし居候付、夫文交事もはやく取扱稽古いたし候ハ、先々相応之医者ニ可相成与同人方見込之由、文喜儀者此四五ヶ年已前より五町手永

津浦村江引移、隣村ニ懸ケ男女童ニ手習師道いたし居候處、同人儀其後御銀所預方支配役当分として者被差出置、日勤之御奉公ニ而手ニ及ひ不申、

弥兵衛儀文喜ニ〔見せ消し代〕変〔見せ消し代〕代り句読習書相授、当時二十人計も有之教導熟ニい

たし候付村所之為合ニ相成、親ニ茂打頼安心いたし居候由、且家内大勢ニ而暮方不如意ニ有之候由之処、弥兵衛儀者算用成者ニ而手細工も少々いたし、當時者傘張打立逸稜暮方之助ニ相成候由、又日々之世帯廻りをもいたし、両親之申付等逆不申、事方宜兄弟茂都合四人程居候処、いつれ茂睦敷有之候儀者殊勝成事之由、右之通ニ而御咎後當時とも相慎居候由唱承申候、以上

子七月日

山田五次兵衛

武田和平

城素兵衛

岩吉八之助

河口弾治

上垣七作

荒木喜兵衛

野口喜一郎

大塚権三郎

後藤弾助

御目附衆中

僉議 水津

本紙西澤弥兵衛儀、前刑別紙之通ニ而入墨答百徒三年之刑被仰付、万延元年年限済徒刑被成御免候処、其後格別相慎候付、入墨被除下候様書面之通願出、御横目聞方及達候処各別相慎候趣、別紙達之通ニ御座候、徒刑御免已後五ヶ年ニ相成、弥兵衛同様御咎之もの当春已来追々刺墨を除下而慎方相替不申候付、弥兵衛儀茂此節刺墨被除下、已後慎方之儀例之趣を以達候哉

前刑

安政四年十二月

子五月

下田右平

北里手永黒澗村

真光寺支配二回

同手永馬場村二居候

弥熊

右者不屈之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相懐
候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

元治元年也

御刑法方

六月十八日

御奉行中

小国御郡代衆中

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以
産業等出精いたし候様教諭之筋真光寺方申付有之候様可有御達候、已上

〔中略〕

□ 御内意之覚

五町手永津浦村江手習

指南として依願御滞留御免

被 仰付置候前段西澤文喜殿

忤常右衛門事

西澤弥兵衛

右者先年不屈之儀有之、重キ御咎被 仰付、津浦村二而父西沢文喜殿同居
二相成居候處、其後万端心を用慎方宜敷、當時有吉市左衛門殿一季二被召
抱置苗字大小御差免二相成居申候、近年村方并近村方も大勢之子供手習読
書等二罷越候處、父文喜殿儀者御役間日勤片手二付、弥兵衛殿儀主家出方
之透々手習読書共格別手厚教導二相成、右之内二者方角在宅衆子弟をも読

書指南有之、所柄逸稜之便利二相成申候、惣体弥兵衛殿儀御咎後諸事格別

之懐心二而、聊之事二茂深心を被用、其上平日父母江事方宜鋪、朝暮旦夕

両親方之申附筋等意を背候様之儀毛頭無之由、所柄傍觀之もの共方茂追々

申出候間、恐多願二奉存候得共、右謹慎之稜目被立下御咎之節之御印拔方

被仰付被下候儀者被為叶間敷哉、左候ハ、於其身者勿論、親族之面々兎角

可申上様無御座無々難有可被奉存候間、御別段を以可然宜敷被成御達可被

下候、右者御支配違之人二者御座候得共、所柄仮居住之儀二付、此段不閣

御内意申上候、以上

元治元年七月

津浦村庄屋

本田作助[㊦]

佐藤久助[㊧]

岩崎物部[㊨]殿[㊩]

小山一太郎[㊪]殿

御郡方

御奉行衆中

口上之覚

右者先年不屈之儀有之、重御刑法被

仰付、其後謹方宜敷御座候付而、御召拘[㊫]二相成、苗字大小御免二相成難

有奉存、弥以手全二勤上候志し御座候、同人儀御咎被 仰付候後者別而慎

方宜敷、當時父西沢文喜儀、津浦村内分被住仕御奉公之透々所柄之者江習

書読書等指南いたし候付而者片手二付、右弥兵衛内輪専ら相誘出精仕、大

二所柄之為合二相成、且兼々暮方難渋仕候付而者日用之儀万事心を用、父

母之意を休メ、先年来両親江苦心致せ候之儀を深ク悔心恐惶仕謹慎二罷在

専孝養を懸候御様子二見聞仕候、依而奉願候儀恐多奉存候得共、右御咎之

御印消方之儀、其後弥以謹慎罷在候訳二相對消方御免被 仰付被下候様、

於私共奉願度奉存候、左候ハ、其身者勿論父文喜者不及申、於私共茂難有

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者、難相濟事二付、弥以相慎候様可有御達候、以上

□ 乍恐奉願覚

北里手永黒淵村
拙寺支配ニ而同手永
馬場村居住沼弥熊事

弥熊

右之者儀、於所々盗いたし候内二者加勢向之品盗取右品取扱候二付而、村方之者共方不審を請申訳立處方新細工町九兵衛与為申者より売払方被願候段偽取拵九兵衛江云掛いたし候次第不届之者二付、苗字大小御取上入墨答七十た、き之御刑法被仰付、安政四年巳閏五月元々之通被引渡、以来屹度心底相改候様親類者勿論拙寺之茂心を付御教諭之趣堅相守、以来屹度改心いたし候ハ、從是五ヶ年を過委敷書付を以御達申上候様被仰付置候処、去々酉年迄二五ヶ年二相成申候、然処弥熊儀被返下候後少高請持御百姓一偏二出精相働、御教諭之趣堅相守、家内睦敷諸事熟和二有之、諸出銀等速二上納仕候由二而万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、以上

文久三年亥年八月

黒淵村

真光寺印

北里傳兵衛殿

右之通願出申候二付相札申候處、被差返候後者改心仕、農業一偏出精仕、家内睦敷諸事熟和二有之段、委細書面之通聊相違無御座候間、願通入墨御除被下候様於私茂奉願候、宜敷被 仰付可被下候、為其奥書を以申上候、以上

文久三年十一月

北里傳兵衛⁶⁰印

安政四年五月 茂見龜之助⁶¹殿印

前刑扣略 梅田大八殿

御郡法方

御奉行衆中

(付札)

僉議 平川

此弥熊儀、前刑別紙之通御座候處、其後相慎居候間除墨被仰付置候様願之趣委細書面之通二付、御郡御目附付御横目聞方被仰付候処、慎方相違無之別紙之通相達申候、御咎後最早八ヶ年二相成申候間、追々之儀を以除墨可被差免哉

小有 平吉 鎌田 片山 井上 道家 御目附

覚

北里手永黒淵村

真光寺支配ニ而同手永

馬場村ニ居住いたし居候

弥久馬

歳二十七程

右者先年不届之儀有之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉当时之様子如何程二有之候哉之旨二付承繕申候処、同人儀以前者沼弥久馬与為申もの、由、不届之儀有之候付、去ル安政四年五月比苗字大小御取上御刑法被仰付候由之處、深奉恐入前非を悔、其砌方馬場村百姓ニ罷成農業一途ニ差入、格別出精いたし、酒茂給申候得共過し不申、米錢取引之儀付而煩敷素振茂無之由二而、村方茂安心いたし、牛馬杯之世話をもいたし遣候由、母志人育居申候処、当時者相応ニ相暮居候由二而、改心いたし申たる二相違者有之間敷弥以相慎居候由承申候、以上

武田和平

城素兵衛

河口弾治

上垣七作

荒木加兵衛

野口喜一郎

大塚権三郎

岩濟敬治

後藤弾助

御目附衆中
奉願口上之覚

私共相組千田甚左衛門実弟平助儀、前廉外様御組江被 召抱、江戸江被差越置候処御屋敷欠落いたし、数年他御領江相滞、追而御国江立帰訴出候与者乍申右之次第重畳不届之至二付、苗字大小御取上入墨答百叩三年眉無之御刑法被

御付置候処、年限相濟実兄甚左衛門江被引渡同人育江被差加候、左候処平助儀已来屹卜相慎改心仕候様甚左衛門并親類共方茂堅教諭差加置申候、其上甚左衛門方兼々心を用可申者と思慮仕急度相慎居候、改心之際相見江、尤其節五ヶ年過候ハ、委敷書付を以御達可申上段御達之趣茂有之、当暮迄二而五ヶ年二罷成申候に付、猶入念心を配及見聞申候処、前条之通二相違無御座、弥以改心之際相立申候、依之右体被 仰付候者急度相慎候ハ、入墨を茂御除被下如何様卒御宥免被 仰付候御見合共御座候ハ、何卒乍恐平助儀被為御仁恵之筋を御見合之御宥免被 仰付被下候様私共連名口上覚書を以奉歎願候間、此段宜敷被成御達可被下候、以上

文久三年十二月

山原次武太郎印

千田敬太郎印

〔付札〕

米 小 野 有 吉 平 鎌田 片山 御目附

貫角右衛門殿

僉議 岡松

此平助儀、前刑別紙書拔之通御座候処、其後相慎申候付、入墨被除下候様願出居候付、此節御横目聞方被 仰付候處、平助儀相慎居候趣別紙之通に而、御答後最早六ヶ年相成候付追々之御見合を以除墨可被 仰付哉

例 安政三年四月五日齋藤平助前刑相略

保田窪地筒千田 甚左衛門実弟

平助

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き眉無之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月三日

御刑法方

御奉行中

貫角右衛門殿

付被下候様願之趣書面之通二付、御郡御目附御目脱之横 聞方被
仰付候処、慎方相違無之段別紙之通相達申候、御咎後最早十六ヶ
年二相成申候間、追々之例を以除墨可被差免哉

弘化四年十一月七日

小田手永横島村問屋

孫次郎

前刑扣略

小田手永横島村

孫次郎

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎
候由二付、此節右入墨被
除下候、此段可有御達候、以上

文久二年也

六月廿五日

御刑法方

御奉行衆中

玉名御郡代衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事二付、弥
以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔中略〕

〔朱書〕

〔本文別

紙ハ

御横目

聞方

委ク次

二記

録アリ

□

保田窪地筒千田甚左衛門実弟、先年御刑法被 仰付候而、同人江
引渡被置候平助儀、其後慎方宜敷保田窪地筒組役人共方別紙之通
願出申候付承札候処、書面之通相違無御座候間、願之通被 仰付
被下候様於私も奉願候、則別紙相添御達仕候、以上

文久三年也

十二月廿二日

貫角右衛門

御掃除方

御奉行衆中

覚

保田窪地筒千田
甚左衛門実弟

平助

歳三十六七

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉当時之様子共如何程二有之候哉之旨二付承繕
申候処、平助儀者先年外様足輕齋藤熊太与為申者養子二罷成、外様足輕二
被召抱江戸江被差登置候処御屋敷致欠落、数年他御領江相滞候、依御咎安
政三年四月頃苗字大小御取上百答三年眉無之御刑法被 仰付置、年限相濟
同六年三月頃被差返実兄右甚左衛門江御引渡後、同人育二相成候由之處、
深奉恐入前廉方相心得居候刀釵類之研打立候処、所柄弁利を附候由、且甚
左衛門儀者地方相応二所持いたし候付、平助儀供二農業等我慢出相慎居候
付、甚左衛門世話二而文久二年頃同村内二相応之家居相求、地方少々分地
いたし遣候処、専耕作等相稼当時可也相暮居候由、扱平助実父母も早歳
七十余二罷成候処、父者不輕酒好之由二付熊本江買物等二出候節每酒を土
産二持越候得者大二相悦候由、尤平助儀も生得酒徒二候得共、御咎後者格
別相用不申由右之通二而同人儀其後前非を悔、当時共相慎居候由唱承申候、
以上

子五月

山田五次兵衛

内遣込少々仕向不足与相成、及迷惑候得共、先年脇方借入之錢辻返弁出来兼、利分打重り頼二催促に逢差迫居候を、喜三郎口入を以元錢二而打切之相談相整其恩儀有之相恩居候との儀、幸右衛門方申触候由に候得共、頼ミ之綿少々打候迄之儀二付、現実綿壳拂候与申儀者何程二可有たる哉、事実聞兼候由何様取引之申分居苦ケ敷相成爲申候而可有之同所もすらりと立出、何方江罷越爲申哉、暫者居向不相分、追而同村次七与申者之宅迄ハ罷越、相滞候儀茂爲有之由二候得共、幸右衛門所江者面出不申、当正月上旬方者甥二而川尻御藏仲仕方作与申者之所江抑懸り居候処、寸斗取以兼候付、其後者格別見繼候者茂無之、方作役^{マツ}害二相成、櫻栢之毛細工並風共造、好之酒者不相着少々完相用候処、御印茂有之且無頼者二而、当時打合候者茂無之由、右段々之通二而御咎後慎方に茂稜目者聞兼候由、唱承申上候、以上

戊二月日

御目附衆中

安達幸右衛門

□ 覚

小田手永横嶋村

孫次郎

歳五十四程

右者不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉当時之様子共見聞可仕旨二付承繕申候処、其後先非も悔深相慎居、家内も九人居、田地壱町四五反程受持農業出精いたし、御年貢諸上納杯太切二相心得、村並交茂宜、尤一兩年前より痰痰差起候付而者農事方者子供江引譲、兼而仏法信仰いたし候由二而寺詣一偏二打懸候由、右之通二而御刑法被 仰付村方江被差返候後、当年迄十六ヶ年之

間深相慎居候次第已前杯成儀と所柄感賞いたし居候由唱承申候、以上

戊六月

吉武英右衛門

調明石

覚

小田手永横嶋村

孫次郎

右者不屈之儀有之、去ル弘化四年十一月重キ御咎被仰付置候処、其後之行状如何程二有之候哉可申上旨奉得其意候、然處右之者儀先年御咎被仰付候後、前非を悔諸事謹慎仕、農業二打懸御年貢諸上納等茂太切二相心得、當時之所二而者至極心得方宜敷御座候間、可然被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

文久二年四月

横島村庄屋

牛嶋淳之助

右之通相達申候處、右孫次郎儀、去ル弘化四年十一月ぬ之字入墨重キ御刑法被仰付、其後五ヶ年過行状御達申上候様被仰付置候通二付、精々吟味仕候處、其後農業二打懸謹慎を加一体心得方宜敷、諸上納速二相納候趣等書面之通相違無之御座候間、乍恐入墨御除方被仰付被下候様重宜敷奉願候、為其肩書を以申上候、以上

村上平右衛門殿印

中村庄右衛門殿印

御刑法方

御奉行衆中

僉議 明石

此孫次郎儀、前刑別紙之通二候処、其後相慎居候付、除墨被 仰

〔付札〕
三平 沼 小 山 柏 木 御目附

別当

山本千左衛門殿印

同 加納仁五次殿印

同 加納茂三郎殿印

同 山本半次郎殿

同 嶋田金藏殿印

同 永田惣次郎殿印

河口嘉久治殿

須佐美九郎兵衛⁵⁷殿

町方

御奉行中

せんき 平川

御分職限
〔付札〕
榎岡
小山
荒木
○字野
御目附

此喜三郎儀、前刑別紙之通ニ御座候処、其後相慎居候付除墨被

仰付被下候様願之趣書面之通に付、御目附付御横目聞方被

仰付候通一旦者相慎居候得共、従来無頼者と相見、当時産業ニ基

キ候儀も無之、流浪いたし居候趣委細書達之通に而、除墨被 仰

付もの与者相見不申候間、先當時之俣可被指置哉

覚

川尻外城町

喜三郎

歳四十七八

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承

繕申候処、同人儀者同類申合追々御仕立櫛実盜採いたし候御咎ニよつて、

安政三年八月頃ぬノ字入墨咎四十た、き之御刑法被 仰付、其砌者深奉恐

入候由、同人父喜三郎与為申もの者、川尻御藏仲仕庄屋相勤居、暮方茂相

応ニいたし居、当喜三郎九歳之比相果、引統同人儀茂右御藏方茶番ニ罷出、十八九年以前まで者同所仕勤居候処、懦弱成生質ニ而年若之比は酒色ニ耽り、身持悪キ唱茂残居候得共、年端委敷儀者聞兼候処、縁家之者共世話を以妻茂両度程呼入候得共、何れも統兼相引離縁いたし、次第ニ難渋に陥、仲仕之株も相讓、追而者家居も売払、安政元年頃、方者本庄手永本山村江仮居住いたし居、其内母茂相果候由、右御咎被

仰付候後、叔父ニ而迎宝町入津屋松次郎与申者之手ニ付、俵物買出等之外自由ニ者外出茂いたし不申、一旦者諸事慎居候形ニ相見候処、生得骨折候仕事者嫌之上、商意向者些不得手ニ茂有之怠勝ニ候得共、松次郎並喜三郎姉ニ而紺屋今町扇屋庄八養母抔世話いたし尻居^{ママ}エ商買向精出候様段々申論候儀茂有之たる由に而、兎茂角押移居候内、一昨年二月頃、ぐすらりと罷出、同八月比迄寄付不申、其砌者祇用在江罷越居候との唱茂有之候得共、内実者所々流浪いたしたる共ニ而者無之哉、姉妹より者寺往来所持ニ而身延山江参詣いたし候との咄茂いたし候由ニ付、自然と旅行いたしたる狀茂難計、其後も定たる住所者無之あちこちいたし、暫者松次郎近辺ニ而久太郎与申者之所江茂せり込居、是と申す^{ママ}ぎわひ^{ママ}逆も無之間ニ者、釣漁且縁家共より少々完之助力も受押移居候処、錢塘手永東走湯村幸右衛門与申者、以前御府中江罷出居候砌、喜三郎知音ニ相成居候由ニ而、去八月比幸右衛門宅江参、彼方角鰻之穴釣をもいたし付飯位之事に而罷過候内、鰻茂釣レ兼候時候ニ相成、徒二日を送居候処、同人も極々不宜者に而追々御咎を茂被仰付置難渋ものニ付、掘立家纒三疊敷ニ這入居人数之綿を打、漸煙を立居候坎ニ而、何れ兩人申談たる事ニ可有之、同十一月比喜三郎儀同所ニ而相煩居候趣を以、右幸右衛門方川尻外城町町役之内江願出候処、同町倉岡和左衛門与申者之妻者喜三郎妹之由ニ付、是等より茂縁類共江申談、暫之間者扶持米として一日壹匁五分完差贈居候由、然処其頃同人儀何方江坎罷越候節、幸右衛門所持之綿壳拂具候様頼ミ受、六七日振ニ帰候処、右代錢之

二入墨抜キ不申様尤五ヶ年後二至慎心之次第兼而見聞之趣書付を以可申上旨奉得其意候、然處同人儀役儀被差除候二付而者差寄渡世之手段も無御座候二付、弟所持之水車屋江加勢仕、有折者農業二も罷出相働慎心之稜目相見申候、然處最早当五月迄五ヶ年二相成申候間、何卒入墨抜キ方被 仰付被下候様奉願候、此段書付を以申上候、以上

文久元年六月

新村庄屋助勤

庄右衛門印

高木仁十郎殿印

〔付札〕

僉議 平川

本紙又平儀、御用材木掠取候付、安政三年四月ぬ字入墨四十管之刑被

米三
長杓
楯岡
小山
荒木
宇野
御目附

仰付置候処、其後相慎居候付、入墨被除下候様願之趣書面之通二付、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候処、慎方相違無之段委細別紙之通二相達申候、御咎後最早七ヶ年二相成申候間、追々之例を以除墨可被差免哉

例

安政三年四月五日

右前刑扣略

又三郎

合志郡大津手永
新村人数二而同手永
会所外廻小頭

大津手永新村又三郎事

又平

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可被相達候、以上

文久二年

御刑法方

正月廿七日

御奉行中

村上久太郎殿

尚々本文之通被 仰付候上者、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事付、弥以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐奉願覚

私共組内喜三郎儀、去ル辰八月同類申合追々御仕立之櫛実盜採いたし候次第不届之者二付、ぬノ字入墨管四十た、き之御刑法被

仰付、畢而五人組之私共江御引渡被 仰付、屹改心仕候様且又其節御教諭被 仰付、若私二入墨を除候而者重科之事二付、稠敷御教示被下重畳御難題二罷成候段、其身者勿論於私共茂奉恐入候、尤御教諭之趣堅相守屹度心底相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達申上候様其節御達之旨二御座候、然處右喜三郎儀其自分者本庄手永本山村二仮居住仕居候処、近年者迎町縁家二手加勢仕商売筋一偏相稼居申候、依之当年迄二而五ヶ年相過申候二付、此段御達申上候間、可然様被為 仰付可被下候、以上

文久元年十月

外城町喜三郎組内

弥七印

同 三左衛門印

同 伍助印

同 勘兵衛印

親類 方作印

町頭

藤本藤吉殿印

同 五郎殿印

同 都助殿印

同 保助殿印

〔付札〕

米
有
小
木
大
朽
真
三
吉
小
山
○
藤
本
松
崎
御
目
附

仰付置候処、年限相濟被差返候後六ヶ年ニ相成、慎方宜由別紙御郡御目附付御横目聞方之通ニ御座候間、追々之見合を以入墨可被除下哉

一 権次郎前刑嘉永五年四月額刺墨満徒扣略之

小田手永伊倉南方村

権次郎

右者不届之儀先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎由二付、

此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

安政七年也

二月廿七日

岩崎物部⁵⁴殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事二付、弥以渡世方等出精いたし候様可有御教諭候、以上

○渡世方之文者云達之趣ニ而例文之斟酌して本文之通

御刑法方

御奉行中

〔中略〕

□ 覚

大津手永新村人数之内
又三郎事

又平

歳四十程

右者先年不届之儀有之、御刑法被

(四二)

仰付候處、其後相慎居候哉當時之様子共見聞仕御達可申上旨付承繕申候処、安政三年四月御刑法被 仰付、深奉恐人前非を悔相慎、村方酒屋寄合之時

分ニも罷出不申候由、惣体弟同居ニ而水車所持いたし、兄弟ニ而田畑共六反程作廻農業手透ニ者水車稼等ニ而取続居候得共、子供五人居暮方難渋いたし居候由ニ而、右御答已来当年迄六ヶ年程弥以相慎居候由承申候、以上

西十二月

宗村弥久馬

覚

大津手永新村

又三郎事

又平

右之者安政三年四月入墨答刑被

仰付候ニ付而別紙之通願出申候間、内輪相糺申候処、先非を悔謹慎仕居候様子相違茂無御座候間、願之通入墨拔方被 仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

文久元年七月

高木仁十郎⁵⁵ 印

村上久太郎⁵⁶ 印

御刑法方

御奉行衆中

奉願覚

合志郡大津手永
新村人数ニ而以前
外廻小頭合勤候又三郎事

又平

歳四十

右之もの外廻小頭在勤中不届之儀有之、去ル安政三年四月ぬノ字之入墨ニ而答四十た、き之御刑法被 仰付、親類五人組江被引渡、以後心底相改私

を悔、自由二者格別出歩行もいたし不申、好之酒も其後ハ相止居候処、次
第二老年ニもおよび、子供共勤候坎ニ而昨年比方働候晩ニ茶碗一二杯完誠
之健氣付ニ給申候由、右之通ニ而御咎後是と申稜ハ聞兼候得共、前非を悔
相慎居候由唱承申候、以上

未九月

古閑富次

御目附衆中

本紙仁左衛門忤ハ熊太与申、年十八程ニ罷成候由之処、一体心得方宜加勢
向之氣ニも入所柄ニ而者譽られ候由申候処、同人儀苗字佩刀不致儀も深苦
ニいたし、何卒御免ニ相成候様ニ与有折仁左衛門江相歎候坎ニ而、同人ハ
弥以前非を悔居候事之由、然仁左衛門用向ニ而近村江夜分抔罷越候節、
山道等ニ付氣味悪敷所方坎脇差之壺本も帯候共ニ而ハ無之哉与見込之唱者
有之候得共、同人儀ハ容易ニ出歩行もいたし不申、其上夜分之儀ニも有之
委敷ハ聞兼候段、演舌

僉議 右田

〔貼紙〕

〔付札〕
真
分御奉行限
小山
○辛川
藤本
御目附
「此仁左衛門儀、御山之立木盗伐いたし候付、ぬ之字入墨答五十
た、き之御刑法被 仰付置候處、其後前非を悔相慎居候趣別紙御
横目聞方之通ニ御座候、御刑法被
仰付候者五ヶ年過慎方宜候へ者除墨被 仰付候見合ニ御座候間、
仁左衛門儀被入墨可被除哉」

申上覚

小田手永伊倉南方村

權次郎

右者嘉永三年不屈之儀有之、額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被 仰
付置候處、安政二年六月年限相濟、父林右衛門江被 引渡、元之通村人数
ニ被差加候ニ付、五ヶ年過行状御達申上候様被 仰付置候通ニ而、当未年
迄五ヶ年ニ相成申候、然處右權次郎儀伊倉町並ニ居店商等ニ而渡世取統、
平日諸事相慎家業專出精仕居申候間、乍恐右之趣可然被成御達被下候様宜
奉願候、此段書付を以申上候、以上

安政六年十二月

伊倉南方村庄屋

田尻藤右衛門

村上平右衛門殿

横田善左衛門殿

小川次郎助殿

御刑法方

御奉行衆中

覚

小田手永伊倉南方村

權次郎

右者先年不屈之儀有之、御刑法被
仰付置候處、其後相慎居候哉當時之様子聞方仕可申旨ニ付承繕申候處、右
者南方村伊倉町並ニ居住いたし居、徒刑年限相濟被差返候後者、諸事相慎
煮売等ニ而渡世押移居、惣体伊倉町江者旅人宿無之商人等難渋いたし候付、
右之訳を以一昨年六月新ニ旅人宿奉願候處、願之通御免被
仰付候ニ付難有奉存、商業一偏ニ打懸猶更謹慎いたし當時者心得方宜様子
ニ相聞申候、以上

申二月

渡邊平兵衛

僉議 右田

此權次郎儀先年重キ御刑法被

以農業等出精いたし候様可有御教諭候、以上

□

免谷地筒重永
仁左衛門事

仁左衛門

右者不届之儀有之安政元年三月御刑法被 仰付置候処、其後慎方宜有之候
付、五ヶ所地筒惣代并免谷小頭共方別紙之通相達候付、得斗承糺候処書面
之通相違無御座候間、則別紙式通取次御達仕候、以上

四月朔日

貫角右衛門⁵⁰

御刑法方

御奉行衆中

重永仁左衛門事

仁左衛門

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付、其節御達候趣ニ付而塚本傳四郎方別紙之通相達申候間、取次御達仕
候、右者傳四郎書面之通其後慎方宜儀ハ、於私共も見聞仕居候間、此段宜
被成御達可被下候、以上

三月

免谷組横目

佐藤郡太

同所小頭

中山弥助

五ヶ所惣代

佐藤次郎助

貫角右衛門殿

口上之覚

前廉重永仁左衛門事

(四〇)

仁左衛門

右者私養方育之叔父御座候処、先年同類申合せ立田御山之立木盜伐いたし
身分忘却不届之至ニ付、地筒被召放苗字大小御取上ぬノ字入墨答五十た、
き之刑被 仰付旨、從御奉行所嘉永七年三月十三日被 仰渡有之候、右者
重科之事ニ付、以來心得違之儀不致諸事相慎、屹心底相改候様御達之趣堅
相守慎方宜有之候ハ、自是五ヶ年過委書付を以御達申上候様其節御達御
座候、然処右仁左衛門儀、其後御達之趣堅相守万事慎方宜、當時ニ至弥以
心底相改申候段私見聞仕申候、最早当年ニ而五ヶ年ニ罷成申候間、此段宜
被無御達被下候様奉願候、以上

三月

塚本傳四郎

中山弥助殿

佐藤次郎助殿

覚

免谷地筒重

仁左衛門事

仁左衛門

歳五十九程

右者先年不届之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕
申候處、同人儀者同類申合御山之立木盜伐いたし候御答ニよつて、安政元
年三月比地筒被差放苗字大小御取上ぬ之字入墨答五十た、き之刑被 仰付
候付、深奉恐入其砌実方之甥ニ而右地筒いたし候塚本傳四郎と申者之物置
を三疊敷程仕切暮居候由之処、子供者都合六人ニ而娘三人ハ追々ニ縁付
等いたし、悴ハ同所之地筒江加勢ニ遣、當時ハ幼少之子供兩人相殘候由ニ
而、少々ハ下夕作共いたし候得共下地暮方難渋ニ付、屋根葺之手伝或ハ箒
様之ものを手細工いたし、妻も供に相稼取続居候由之処、仁左衛門ハ前非

沼山津手永東無田村

源次郎

三十歳程

郡左衛門

三十歳程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉當時之様子共見聞仕御達可申上旨ニ付承繕申

候処、當時者兩人共妻帯いたし、源次郎儀者農業ニ基出精仕、郡左衛門儀

者御咎以前村帳書相勤居候由、當時茂内分村帳書加勢いたし居、兩人共酒

座を初人寄之場所江者遠慮いたし深相慎居候由承申候、以上

未二月

藤井亥之八回

奉願覚

東無田村

一 男老

年三十四

源次郎

同村

一 同老

同二十八

郡左衛門

右者沼山津手永東無田村右之者共儀、先年自村太郎右衛門と申者ノ被誘、

自村尉作と申者之方江罷越、婚礼之座も致透見候節、一同罷越居候同村藤

四郎と申たる者江西沼山津村永助と申たる者ノ不都合之申分いたし候を承

無謂遺恨を挿、太郎衛門ノ永助を可致打擲段申聞候ニ同意いたし、割木を

以同人を致打擲、右一条者太郎右衛門江引負せ、永助死ニ至候ハ、鳥目差

遣同人を為致出奔可申段、一列之者共と申談相置候内永助相果候ニ付、

太郎右衛門儀者一旦出奔いたし其後潜ニ立帰鳥目差遣候様人を以申越候

節、鳥目差送候付太郎右衛門儀者猶又致出奔、剩源次郎儀者右一条御吟味

被 仰付被召籠置候内、相問いたし候山鹿手永芋生村八左衛門と申たる者

牢外江脱出候節も訴出不申、猶又脱出逃去候ニ至候而茂其分ニ罷在右之次

第何れ茂重畳不屈者ニ付死罪ニ茂可被仰付候、永助儀者太郎右衛門打擲之

疵ニよつて相果候儀と相聞候ニ付、別段被宥額ニ入墨答百た、き三年眉無

之御刑法被 仰付置候処年限相濟候付、源次郎儀者嘉永六丑十月、郡左衛

門儀者同年十一月村方江被差返、以来屹卜相慎候様被 仰渡、其後追々御

教諭被仰付、私手元ニ而茂有折教諭申聞産業等平日心を付見聞仕候処、其

後何れ茂相慎農業出精仕居候間、何卒入墨除方御免被 仰付被下候様奉願

候、為其乍恐御内意覚を以申上候、以上

安政五年九月

東無田村庄屋

坂田藤兵衛印

河瀬安兵衛殿

センキ 右田

〔付札〕

此源次郎儀郡左衛門儀、鬪毆殺段罪御座候処、罪人を蔵匿する之

重ニ就、額刺墨答百徒三年之御刑法被 仰付、年限相濟被差返候

後最早七ヶ年ニ相成、慎方宜敷由別紙御郡御目附付御横目達之通

ニ御座候、刺墨被加候者五ヶ年過入墨被除下候見合ニ御座候間、

右兩人儀此節入墨可被除下哉

溝大 有 真 小 木 吉 辛川 井上 御目附

沼山津手永東無田村

源次郎

郡左衛門

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎

候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

四月二日

御刑法方

御奉行中

野々口金左衛門殿

尚又本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥

一 宗右衛門儀、嘉永四年亥三月徒刑小屋^方被

差返候後者、直二旧所宮原町江居住いたし、各別他出等茂いたし不申、春秋杖立入湯有之節者竹細工抔仕、兼而者茶間屋又者米大豆或者豆腐抔之商売いたし、店先キ茂可也二相見相応之暮方いたし居候由相聞申候、尤家内父子四人相応二いたし居、右宗右衛門儀近年者病氣差起、町内茂自由二者歩行出来兼候由二而、何ぞ不謹心成儀茂無之由二相聞申候

右之通兩人共被差返候後者何ぞ異聞之唱茂無之様子二相聞申候、此段見聞之趣御達仕候、以上

安政四年九月 富田浅之助

僉議 平川

本紙半藏儀者受込之御用錢ぬ字刺墨答八十徒二年之刑被

仰付被指返候後、最早八ヶ年二相成、宗右衛門儀者封印質上納錢遣込候付ぬ字刺墨答百徒三年之刑被處、被指返後七ヶ年二相成申候處、孰茂慎方宜候付刺墨被除下候様願之趣委細書面之通二御座候而、御郡御目附付御横目聞方被 仰付候處、別紙書付之^(マ)之通二而、兩人共相替候唱茂無之相応二渡世方仕候様子二而、半藏儀ハ当年七十歳、宗右衛門儀ハ七十三歳二罷成申候由二而、孰茂御寛宥二可相成者体、且御咎後年数茂相立旁追々之見合を以願之通入墨可被除下哉

兩人之前刑書拔添有之扣略

北里手永黒測村

半藏

同手、永宮原町

宗右衛門

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎

候由二付此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十一月朔日

御刑法方

御奉行中

小国

御郡代衆中

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 奉願覚

東無田村

一 男老入

年三十四

源次郎

同村

一 同老入

同二十八

郡左衛門

右者沼山津手永東無田村右之者共儀不届之儀有之、先年眉無之御刑法被仰付置候處、年限相濟源次郎儀者嘉永六年丑十月、郡左衛門儀者同年十一月村方江被差返、夫方五ヶ年ヲ過慎方之模様等委敷見聞仕御達申上候様御達二相成居申候、然処其後何れ茂慎身仕農業出精仕居申候間、入墨除方御免被仰付被下候様同村庄屋方別紙之通内達仕候間承糺申候處、何れ茂農業出精且日雇稼等二而渡世仕慎身仕居申候間、何卒入墨除方御免被仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

安政五年十一月

河瀬安兵衛⁴⁸印

野々口金左衛門⁴⁹殿印

御刑法方

御奉行衆中

覚

悉皆嘉助借請遣込候段偽拵候二付、同人儀無実之罪状を以重御刑法被仰付候様成行、其末嘉助江余計之借財相滞居候を返済致間敷との存念二而同人懸合を差拒ミ、身勝手募候處より嘉助儀訴出御難題引起、右二付而者御外聞二茂拘り候次第彼是重畳不屈者二付死罪二茂可被仰付處、出会所返納錢遣込之儀最初より掠取候所存者無之候二付、別段被

宥ぬ之字入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋二被留置候處年限相済候二付、去ル嘉永四年三月養父又兵衛江被引渡、元之通在人教江被差加、已来屹卜心底改候様親類者勿論所役人共方茂心を付、御教諭之趣堅相守相慎候ハ、五ヶ年を過委敷書付を以御達申上候様被 仰付置候處、去辰年迄二五ヶ年二相成申候、然處御差返後俸八右衛門と申者同居仕、尤養父又兵衛儀者其後病死仕、當時宗右衛門女房并嫁都合家内四人二而、宗右衛門儀者竹細工杯仕家業出精仕、御教諭之趣堅相守相慎家内睦敷、寄合茂熟和二有之、諸出銀等者時々速二相納、万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様於私茂奉願候、此段覚書を以て申上候、以上

安政四年六月

北里手永宮原町庄屋

原田諫吉^印

同町別当

高野惣兵衛^印

右之通達出候二付承札候處、御小屋方被差返候已後者家業出精仕居候儀、書面之通聊相違無御座候間、願之通入墨御除被下候様於私茂奉願候、此段肩書を以申上候、以上

北里傳兵衛殿^印

友成津内殿

木村得太郎殿^印

御刑法方
御奉行衆中

僉議御横目見聞書之奥ニ記録いたし候事

覚

北里手永黒瀨村

半藏

七十歳程

同手永宮原町

宗右衛門

七十三歳程

右者先年不屈之儀有之、御刑法被

仰付置候處、其後孰茂相慎居候哉、見聞之趣御達可仕旨二付承繕申候處、左之通御座候

一 半藏儀、嘉永三年戊三月徒刑小屋方被差返、右者生所黒瀨村之者二而壯年之砌方北里会所江相勤、宿許之儀者妹二引讓武右衛門与申ものを養子ニいたし、宮原町江引出相勤居申候處、一子茂無之妻茂先年病死いたし独身罷成、被差返候後者右妹方二同居いたし居候處、差寄渡世方出来兼農業者前条之通数十年会所勤迄二而手馴不申、其上老年二罷成働出来兼候二付、同村之内宝来と申所二纒之小屋取立、菓子類之小商いたし居候得共、元手錢茂無之無程旧所江引取、其後者熊本江板類又者梯杯頻二付出、或者村々取仕ヒ等之日雇稼杯二而今日にて之渡世いたし候得共、取続兼熊本江茂有折罷出渡世筋彼是致心配候由二相聞候得共、是以寸斗程能キ取続候渡世茂無之様子二而、当時旧所二引取居候由御答被仰付候後、右之通二而何ぞ不謹心成唱茂無之趣二相聞申候

交茂宜敷深相慎居候由承申候、以上

(付札)

辰十二月

吉武英右衛門[㊦]
藤井亥之八[㊦]

溝 吉
小 吉
朽 吉

此伊右衛門儀、前刑本紙書面之通ニ付、嘉永元年九月御刑法被

仰付、同四年九月本所江被差返置候處、其後産業ニ基深相慎居候

由聞方之通ニ而、最早五ヶ年を過申候付、追々之見合を以入墨可

被除下哉

十二月廿九日

右之通ニ付除墨之儀例文を以今日及相達候事

乍恐奉願覚

北里手永黒瀧村

半蔵

当巳七十歳

右之者儀、以前御郡代衆御直触ニ而、宮原村土田村庄屋、会所下代兼帯被

仰付置、役前不行届之儀有之御咎被仰付置候ニ付而者屹度相慎可申處、請

込之御用米錢数年不圭角ニ取扱連々私用ニ遣込、余計之高御損財ニ係候次

第重置不届之至ニ付、死罪ニ茂可被仰付處、当座指操之致方ニ而掠取候存

念者無之、右之趣露顯ニ不及内御惣庄屋迄申出候ニ付、別段被宥御郡代衆

御直触役儀共ニ被差放、苗字大小御取上ぬノ字入墨答八十九、き二年眉無

之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋江被留置候處、年限相濟候ニ付同手永

黒瀧村ニ居候弟武右衛門ニ去ル嘉永三年三月被引渡、元々之通村人数被差

加、已来屹度心庭改候様親類者勿論所役人方茂心を附御教諭之趣堅相守、

已来屹度相慎候ハ、従是五ヶ年を過委細書附を以御達申上候様被仰付置候

處、去々卯年迄二五ヶ年ニ相成申候、然ル處半蔵儀御差返後養弟武右衛門

与同居仕、少高請持御百姓相勤、武右衛門并同人女房娘孫都合五人ニ而隙々

二者日雇稼仕、御教諭之趣堅相守相慎、家内睦敷寄合茂熟和二有之、諸出

銀等其時々速ニ相納万端改心仕申候間、乍恐右御入墨被拔下候様奉願候、

此段覚書を以申上候、以上

安政四年六月

黒瀧村庄屋
室原孫兵衛[㊦]

右之通達出候ニ付承札候處、

御小屋方被 差返候以後者農

業出精仕居候儀、書面之通

聊相違無御座候間、願之通

入墨御除被下候様於私茂

奉願候、此段肩書以申上候、

以上

北里傳兵衛[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

乍恐御内意申上覚

小国北里手永宮原町

宗右衛門

当巳七拾壹歳

右者以前宮原町別当ニ而杉田村列庄屋相勤候内、家代并村方之者共名前を

以同町出会所方封印質延両替と申唱之拜借願請、其砌自分宅江滞留致候豊

後杵築御領安岐浦町喜助と申者江分借を茂致せ候他村之者共願受候封印質

之返納錢余計之高私用ニ遣込、於所柄ニ紙漉方取起右手当として会所御用

錢願下ケ損失ニおよひ候始末御吟味被仰付候節、右嘉助江相頼稜々之鳥目

共、快復二至候二付北里手永専光寺村御郡筒佐藤新九郎妻二縁付仕居候由
二御座候、此段見聞之趣御達申上候、以上

辰十月

市原弥一郎^④

〔付札〕 寺社方

御根取衆中

溝 小 朽
真野 木
小山
荒木
辛川
御目附

阿蘇大宮司家来
近藤幾助養子近藤
七左衛門事

七左衛門

此七左衛門儀、前刑別紙書拔之通二而、御咎後最早八ヶ年二相成申
候処相慎居候由、捻体姦犯二付而刺墨被加、相手之女片付無之者并
毆傷二依て刺墨被加候者、相手残疾不具二相成候者ハ除墨難叶御定
二御座候処、七左衛門相手之女其砌之手疵病証共全快仕、最早縁付
いたし七左衛門慎方茂相違無御座由、委細聞方書面之通二御座候間、
追々之御見合を以入墨可被除下哉

阿蘇大宮司家来
近藤幾助養子近藤
七左衛門事

七左衛門

右者不届之儀、有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎
居候由付、此節右入墨被除下候、此段御達之事

十月廿九日

寺社方

尚々本文之通被 仰付置候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以相慎候様御達之事

□ 御達申上覚

鶴崎本町

伊右衛門

右者盗いたし兩度迄御刑法被仰付置候付而者、屹度心底相改可申処、猶又
盗致し候之内二者、加勢向之品を茂盗取候而已ならず、背御制度博突いた
し、且以前御吟味之節加勢向ニおゐて盗いたし候稜取隠居候次第不届者ニ
付、額二入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候処、年限相濟候二付
同町居候叔父利右衛門江被引渡候間、教諭之儀毎之通可相心得旨、右之通
被仰付候上者御構無之ものニ付元々之通町人数ニ差加江、已来屹度心底相
改候様親類者勿論所役人方茂心を附、教諭之趣堅相守屹相慎候ハ、五ヶ
年過委書附を以御達可仕旨、去ル嘉永四年亥九月御委細被及御達候二付屹
御教諭仕、尚親類共方も教諭申付置候処改心仕、提灯等張替渡世二基、当
時二而者刻波そは切・うとん等之煮売商売仕手全商業心懸申候、去ル亥九
月方当九月迄に而御年限二相成申候間、宜敷被仰付可被下候、此段書付を
以御達申上候、以上

安政三年九月

松尾武右衛門^④

中村庄右衛門⁴³ 殿

松崎次兵衛⁴⁴ 殿

御刑法方

御奉行衆中

覚

鶴崎本町

伊右衛門

右者先年御刑法被仰付候後、相慎居候哉、当時之様子共見聞仕御達可申上
旨二付承繕申候処、当時者妻帯いたし、刻ミ烟草等二而渡世いたし近隣之

辰五月

寺田太右衛門[㊦]

〔中略〕

〔貼紙〕

「 覚

本庄手永高江村

□ 奉願口上之覚

右者先年不届之儀有之、御刑法被

相果候近藤幾助養子七左衛門、先年蟻田八左衛門姪みさと申ものと密通いたし蒙

仰付置候處、其後相慎居候哉見聞可仕旨ニ付承繕候處、其後諸事相

御咎ヲ、苗字大小御取上ケ入墨咎六拾擲之御刑法ニ一年眉無ニ被 仰付、

慎居當時農業各別出精いたし居候様子ニ承申候、以上

戌六月御免ニ相成、御教諭被 仰付屹ト禁慎いたし候上、従是五ヶ年過候

辰五月

河野子次右衛門[㊦]

ハ、委敷書附ヲもつて相達候様御達之趣奉得其意候、其後禁慎仕候ニ付早速御達申上候咎ニ御座候處、七左衛門儀当春迄相病、御年限相切當時迄不

僉議 水津

申上段者親類五列之ものニおいても重疊奉恐入候、右有筋口上之覚書ヲも

此喜平儀、前刑本紙書面之通ニ而、嘉永四年十二月御刑法被 仰

つて御達申上候間、宜敷被 仰付可被下候、此段可然様奉願候、以上

付置候處、其後各別相慎候由聞方之通ニ付追々之見合を以入墨可

安政三年六月 嘉悦喜太郎[㊦]

被除下哉

山口祐助[㊦]

〔付札〕
平 溝 小 朽
真野 荒木 小山 辛川 御目附

御役間

本庄手永高江村

阿蘇大宮司家来

喜平

近藤幾助養子

七左衛門

右者不届之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月六日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

仕候處、七左衛門儀御咎被

仰付候後者他出を茂不仕家内数多御座候處、一和仕渡世方而已専ラ出精仕、

惣体慎方宜敷様子ニ御座候、且又みさ儀者手疵平癒後一兩年不快ニ居候得

八代

御郡代衆中

猶々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事ニ付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 御内意之覚

本庄手永
高江村

喜平

右喜平儀不屈之儀有之、嘉永四亥十二月ぬノ字入墨答三十九、き之御刑法被

仰付請取人江被引渡候、然処其後勸農相励謹慎仕、老母江も事方宜敷聊申分無之由ニ而、入墨御除方被

仰付被下候様庄屋村役人方別紙之通願出申候ニ付、相糺候處相違無御座、

先非を悔御百姓之分限を守質素節檢專ニ仕、心得方至極宜敷相聞申候、最早御刑法被 仰付候後六ヶ年ニ罷成申候間、何卒入墨御除方被仰付被下候様於私も奉願候、則村庄屋書付相添此段覚書を以申上候、以上

安政三年五月

古閑才藏⁴⁰

上妻半右衛門⁴¹殿印

御刑法方

御奉行衆中

乍恐御内意之覚

本庄手永高江村喜平儀、去ル嘉永三戌十一月御年貢払之節、自村払儀之内ニ他村之上納米壹俵紛込居候を見及、久四郎申談掠取自村貞助と申者払儀ニ差加御藏納いたし、右米代錢貞助方請取酒肴買求、村方之者共欺供ニ給

合候次第不屈者ニ付重被

仰付答之處、露頭ニ臨候と者乍申訴出、且初方相巧たるニ而は無之候ニ付被宥、嘉永四亥十二月ぬノ字入墨答三十九、き之御刑法被仰付、受取人江被引渡候、惣体喜平儀平常心得方不宜者ニ而者無御座、右被仰付候趣ニ付、其後先非を悔質素節檢謹慎專ニ仕、老母江事方を茂宜敷御座候段、私共方見聞仕居申候間、乍恐御憐愍之筋を被為持、入墨御免被仰付被下候様奉願候、願之通被 仰付被下候ハ、御仁恵之趣申聞此上心得方を茂可申付候間、宜敷被成御達可被下候、為其私共連名之書付を以奉願候、以上

安政三年四月

高江村頭百姓

太三次⁴²

同村預百姓

佐三次⁴³

同村庄屋

甚七⁴⁴

古閑才藏殿

〔貼紙〕

「本紙喜平儀、当年五十六歳ニ罷成、従前々下男女雇入大高取賄、前廉払頭相勤居候砌不屈之儀有之、入墨御刑法被 仰付候處、其後諸事相慎、農業方ニ出精仕、容易ニ他ニ相出候儀も無之、質素ニ相心得老母方申聞候筋少も相背不申、家内子供ハ不及申上、下男女共農業方を初御百姓之風儀專申聞善事而已ニ身を寄、当時之處ニ而ハ申分等無之様子ニ相聞申候、入墨等被 仰付候年月等相糺候處、本紙之通相違無御座候、此段見聞之趣付紙を以申上候、以上

同手、永平川村

善次郎

御奉行衆中

〔貼紙〕

右者不届之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

五月十五日

御刑法方

御奉行中

辰三月

御手付横目

民門勝之允印

井上久之允殿

猶々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔貼紙〕

覚

種山手永河侯村

角平

□ 御内意之覚

種山手永河侯村

角平

当辰六十一歳

〔付札〕

僉議 水津

平 此角平儀、前刑本紙書面之通二而右御咎後最早七ヶ年二相成、相溝 慎候趣別紙聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

右角平儀先年御山口在勤中同役申合、居村嘉平列之者共方鳥目借請、右返弁之代二私ニ御山之立木伐取せ候而已ならず、高田手永松求广村之内九折組佐八与申者江茂御山之立木私ニ伐取せ、代錢請取分取候次第役前忘却いたし別而不届二付、嘉永三年六月御山口被指放、ぬ之字入墨咎八十た、き之御刑法被

仰付候、然処右之者儀其後吃卜心底相改農業専ニ内懸謹慎仕居申候間、乍

恐入墨除方御免被仰付被下度奉願候、此段御内意書付を以申上候、以上

安政三年二月

小山貞之允印

太田十郎右衛門³⁸殿

石川源兵衛³⁹殿^印

御刑法方

右者不届之趣有之、先年入墨咎た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月六日

御刑法方

御奉行中

御目附
辛川
荒木
小山
真野
朽木
平

種山手永河侯村

角平

近藤忠助

鶴田市喜

善次郎

右者去ル天保十五年御山内并被頼居候御卑畑之御米盜伐いたし、且塔迫村惣次郎与申者御山内ニ而枯柴等薪取いたし候を差咎メ、柴鎌取揚ケ候末惣次郎方相改候ニ任せ内分ニ而鎌差返シ、薪者私ニ焚捨候次第不届者ニ付、御山番被差除ぬノ字入墨答六十たたき之

御刑法被仰付置候処、其後改心仕先非を悔万端相慎、作子奉公仕居候を村内金助与申者智養子ニ貰候ニ付、同人智養子ニ相成長敷農業出精仕居候間、御慈悲之筋を以乍恐入墨被仰付被下候様重宜敷奉願候、此段覚書を以申上候、以上

安政三年四月

平川村庄屋

久平印

山隈新左衛門殿

〔貼紙〕

〔本行善次郎御刑法被

仰付候儀ハ天保十二年七月に而候事

御刑法方〕

奉願覚

大津手永石原村

又七

右者盗いたし重御刑法被 仰付置候ニ付心底相改可申処、間茂無猶盗いたし候次第重畳不届者ニ付、天保十二年額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法ニ而去ル天保十四年村方江被差返置候處、其後改心仕先非を悔深謹慎仕、少々高地受持農業出精仕取続居申候間、御慈悲之筋を以乍恐入墨被仰付被下候様重宜敷奉願候、此段覚書を以申上候、以上

安政三年四月

石原村庄屋

和三郎印

山隈新左衛門殿

〔貼紙〕

〔本行又七前刑御吟味仕候処、天保十四年十一月御刑法被

仰付置候事

御刑法方〕

〔貼紙〕

〔本行石原村又七・平川村善次郎儀、先年入墨答刑被仰付置候者共ニ御座候ニ付而、右兩人共先非を悔謹慎仕候ニ付、入墨被方御免被仰付候様承出之次第委細見聞仕候處、書面之通何レ茂謹慎ニ基キ候ニ而相違も無御座候間、願出之通入墨被方御免被仰付度奉存候、右見聞之趣御内意申上候、以上

四月

手島新三郎印

センキ 平川

〔付札〕

有 平 小 野 真 山 荒 木 御 目 附

本紙大津手永石原村又七儀、盜再犯ニ而額ニ入墨答百徒三年之刑被

仰付、追而本所江被差返候處、間も無ク入墨被取候付六十答ニ而如元入墨被

仰付、平川村善次郎儀ハ御山盜伐いたし、ぬノ字入墨六十答之刑被

仰付置候處、其後孰茂相慎農業心懸候由書面之通ニ而見聞方付紙之趣も相慎居候儀、相違無之由ニ御座候、惣体慎方宜候得共、五ヶ年過刺墨被除下候儀追々之御見合ニ御座候處、又七儀ハ最早十四ヶ年、善次郎儀ハ十六ヶ年ニ相成申候間、孰茂刺墨可被除下哉

大津手永石原村

又七

続居候様子ニ相聞申候、此段別紙を以御達申上候、以上

三月

御横目共

覚

河尻大渡町

政次郎事

政右衛門

歳四十九程

右者先年不届之儀有之御刑法被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候処、政右衛門儀不届之儀有之候付而者弘化四年四月頃額ニ入墨答百た、き三年眉無刑被 仰付置候処、年限相濟嘉永三年三月頃本所河尻大渡町人数ニ而差返候由之処、同秋之頃妻帯いたし、其後子供も兩人出生いたし、当時者同町ニ而木屋市之助と申もの之貸家纒へり切致借宅妻子四人相暮居候由、最初者漁稼を以渡世いたし居候由之処、近年者一荷商ひいたし館おこし、又者小肴塩物類を商ひ在中杯ニも罷越、其透々二者日雇稼等を以妻子を相育居、慎方之儀ニ付而ハ丁役共より茂追々申諭候由ニ而商筋心懸精を出し候由、其外口論ケ間敷場合与見請候得者速ニ引取候程ニ相心得居候由、右之通ニ而御答以後深奉恐入、諸事相慎居候由唱承申候、以上

卯五月

小川熊太

吉弘甚作

御目附衆中

僉議 水津

此川尻大渡町政右衛門儀、盗再犯ニ而額刺墨答百徒三年之刑被 仰付置候処、其後相慎産業心懸候由、本紙并別紙御横目聞方之通に而、徒刑年限後最早六年ニ相成候付、追々之見合を以刺墨可被除下哉

一 弘化四年四月三日政右衛門前刑之扣略之

川尻大渡町
政次郎事

政右衛門

右者不届之儀有之、先年入墨答た々き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

安政二年也

六月廿六日

荒木万蔵殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀有之候而者難相濟事ニ付、弥以産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

大津手永石原村

又七

同手永平川村

善次郎

右之もの共先年入墨答刑被仰付候ニ付而、別紙之通願出申候間、内輪重畳承札申候處、孰茂先非を悔謹慎仕居候様子相違茂無御座候間、願之通被仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

安政三年四月

井上久之允³⁶殿^印

御郡方

御奉行衆中

奉願覚

山隈新左衛門³⁵印

大津手永平川村

方之通二付、追々之見合を以入墨可被除下哉

覚

内田手永北石貫村

圓吉

左七

右者不屈之儀有之、先年御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉之趣二付見聞仕候処、其後諸事相慎居、当時者農業出精いたし一体心得方茂宜様子二相聞相聞申候、以上

寅十月

渡邊平兵衛印

内田手永北石貫村

圓吉

左七

右者不屈之儀有之、先年入墨咎た、き之刑二御刑法被 仰付置候処、其後

相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十一月十五日

御刑法方

御奉行中

杉浦津直殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐口上之覚

大渡町政次郎事

政右衛門

〔朱書〕

〔本行政右衛門嘉永三年戊三月御差返被 仰付、当年迄六ヶ年二相成申候、此段下紙を以申上候、以上 〕

右者先年追々盗いたし重畳不屈者二付、額二入墨咎百た、き三年眉無之御刑法被為 仰付置候処、去ル戌年御年限相濟候二付、同町二居候甥貞五郎江御引渡被為 仰付御教諭之趣堅相守、以来屹相慎候ハ、五ヶ年過候上委書付を以御達申上候様、御達之趣二而御座候、然處右政右衛門儀、御引渡被為 仰付候以来堅御教諭之趣相守、御蔭を以諸事屹謹慎仕商完方心懸居申候二付、当時可也二渡世取統申候段、私共兼而見聞仕居申候間、可然様被為成御達可被下候、此段乍恐書付を以御達申上候、以上

安政二年三月

大渡町丁頭

平八印

平藏印

壽八印

月行司別当

嶋田金藏殿印

懸別当

江上壽吉殿印

荒木万藏殿印

御刑法方

御奉行衆中

〔付札〕

〔貼紙〕

平
松大
小朽
小山
荒木
藤本
御目附

〔本紙之趣見聞仕候処、政右衛門儀御教諭筋堅相守、諸事謹慎い
たし候趣書面之通相違茂無之様子二相聞、当時者丁内方女房を呼
取、専日雇稼いたし間に者在中江僅完之荷商等二罷越日々渡世取

付被下候様奉願候、此段御内意申上候、以上

嘉永六年十二月

小川町庄屋

忠平[㊦]

同町別当

林田貞八[㊦]

内田壽太郎殿[㊦]

上妻半右衛門殿

〔付札〕

河江手永小川

出来町

一助

此一助儀不埒之儀有之嘉永元年十一月入墨答百た、き之刑被

仰付置候處、其後諸事相慎渡世方出精仕候段、同町庄屋別当并御横目
聞方書面之通御座候、入墨被加候者慎方次第五ヶ年過被除下候儀、寛
政二年正月被究置候通に付、一助儀当年迄七ヶ年二相成候間、願之通
入墨可被除下哉

河江手永小川

出来町

一助

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候

由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

五月廿一日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

内田手永北石貫村圓吉・左七与申者、先年小代御山之立木致盜伐候次第不
届者二付、ぬノ字入墨答四十た、き完之御刑法被

仰付置候處、其後心底相改万端相慎御百姓出精いたし候段、右村庄屋方別
紙之通相達申候付承札申候處相違無御座候間、何卒入墨被方被 仰付被下
候様奉願候、宜敷被 仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永七年八月

小森田武八郎[㊦]

杉浦津直[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

覚

圓吉
左七

右之者共去ル天保十四年十一月小代御山内二入込、立木盜伐仕御見答二相
成、御会所江御呼出御吟味被 仰付、弘化二年十一月御刑法之上腕二入墨
被 仰付置候、然處其後、心底相改当年迄十ヶ年之間御山内ハ不及申上万端
相慎、御百姓一遍相勤居申候間、何卒腕入墨被御免被仰付被下候様奉願候、
宜敷被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

嘉永七年八月

北石貫村庄屋

城戸永次郎[㊦]

小森田武八郎殿[㊦]

杉浦津直殿

僉議 水津

此北石貫村圓吉・左七儀、刑後十ヶ年二相成、いつれ茂相慎候由聞

平 大 沢
○ 朽
佐田 山
御目附

有 〔付札〕
平 大 小
木 朽 小
辛川 山
藤本 本
御目附

本紙渡邊秀次郎事秀次郎儀、嘉永二年八月御刑法被 仰付候後五ヶ
年二相成、格別相慎居候様子二付、来春二至候得者五ヶ年過候間、
究之通刺墨可被除下哉

渡邊満次郎二男

秀次郎

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之刑御刑法被 仰付置候処、其後相
慎候由二付此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

正月廿一日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門²⁹殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以相慎候様可有御教諭候、以上

□ 覚

河江手永小川出来町

一助

右者先年不屈之儀有之御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉、見聞可仕旨
二付承繕候処、其後諸事相慎居当時者商売筋二心懸居候様子二相聞申候、
以上

寅五月

河野子次右衛門³⁰

〔貼紙〕

〔本行之趣所柄重畳委敷承糺申候之處、一助儀渡世方相働諸事慎身仕
居候段書面之通相違無御座様子二見聞仕候、此段付紙を以申上候、以
上

寅二月

井上甚之助³¹

覚

河江手永小川町一助、去ル嘉永元年十一月不屈之筋有之入墨答百た、き之
御刑法被仰付御教諭之趣堅相守、以来屹ト相慎申候ハ、五ヶ年過委敷書付
を以御達申上候様被仰付置候、然処右一助儀其後諸事慎身仕居候段、別紙
之通相達申候付、内輪承糺申候処、書面之趣相違無御座、嘉永元年十一月
御刑法被 仰付候以来正当正月迄真年五ヶ年余相成諸事相慎、御法度筋者不
及申上、諸御触事等堅相守、家業出精仕改心仕居申候間、乍恐入墨除方被
仰付被下候様奉願候、此段添書を以申上候、以上

嘉永七年正月

内田壽太郎³⁰

上妻半右衛門³¹

御郡方

御奉行衆中

御内意申上覚

小川出来町

一助

右一助儀、去ル嘉永元年十一月往来手形願請参宮いたし候節、無形二而潜
二妻子を連越他御領徘徊いたし候内、夫婦共ニ相煩打臥居候二付、其所方
大阪御屋敷江被送付、追而御国江被差下御難題ニ相成候、女他御領江罷越
候儀者重キ御格有之候を右之通取計候二付、御郡代衆方御吟味口書判形相
濟候末、御刑法被 仰付答二而御呼出之御達御座候処、其後河江会所二而
承り直ニ逃去御刑法を可通との存念ニ而、潜ニ妻子を連越候儀者町別当岩
崎淳平方内分相促候処方之致方ニ而有之段偽取拵手越ニ訴出、淳平江無実
之申懸いたし候内二者証佐ニ可相成書付を拵御吟味之節差出候而已なら
ず、無謂考察を以河江手永小川村壽七と申者江も不都合之儀申懸候次第不
届者二付、入墨答百た、き之御刑法被仰付置候ものニ御座候處、近年謹身
仕御法度筋者不及申上、諸御触事等堅相守家業出精仕申候間、宜敷被 仰

〔付札〕 子八月
センキ 水津

山野井典次[㊦]

有	吉	小	早	荒	御
平	大	山	川	木	目
溝	沢				附

本紙壽作儀、会所役人ニ而会所諸御用銭取立方受込御用銭之内余計之高私用ニ仕込候次第不届者ニ付、重被仰付筈之処、全償上納いたし候付被宥、天保三年三月入墨答た、き、三年眉無之刑被 仰付候処、其後相慎候由達并聞方之通、右之通本所江被差返候以来も十八ヶ年ニ相成申候付、追々之見合を以刺墨可被除下哉

沼山津手永福原村

壽作

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

九月廿九日

御刑法方

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

〔中略〕

□ 覚

甲佐手永岩下町居住
御留守居御中小姓列
渡邊満次郎二男

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候處、其後慎居候哉、当時之様子共見聞仕御達可申上旨ニ付承繕候處、其後先非後悔仕、墓参之外人寄之場所ニ茂容易ニ外出不仕、且父満次郎方身代宜酒造并質物等手広内職有之候付而者諸人之出入多有之候處、秀次郎儀以前ニ打変出入之人々江茂格別

秀次郎

丁寧ニ仕、父兄方茂追々教諭ニ相成、下女下男江茂心を用召仕、彼是所柄唱茂宜、當時者家業一偏ニ打懸り諸事相慎居候様子承申候、此段見聞仕候趣御達申上候、以上

丑十二月

平井恒右衛門[㊦]

本行秀次郎御答被 仰付候以来前非を悔厚ク謹慎仕、市在入出之者応対等屹相改召仕之者至迄深心を用諸事實素謙遜之行状ニ打替り、裏手懸屋敷外ハ決而他出等不仕、尤氏神甲佐宮江年二一兩度も参拜仕、其余墓参迄ニ而毎月墓参ニ茂夜之内ニ宿元罷出未明ニ引取候由、其外近辺親類内江茂格別之用事無之候而ハ容易ニ出浮不申、専ラ家業之事而已引請世話仕申候、惣体孝心有之、去夏母病中之砌も昼夜手厚介抱仕、死後追考墓参等も無怠、且又兼而父兄江事方宜敷、父近年病中ニ付而ハ別而心を尽介抱仕候由、将又御答後武芸稽古取止居儀を心中ニ相歎候様子ニ而、稽古場取建候付而ハ、在宅衆子弟并御家人中稽古打寄之節ニ諸手配等之儀一切秀次郎引受手伝心配仕候、且又御留等

御出御本宿引請候付而ハ、内輪万端之世話秀次郎一切引受心配仕候儀、実ニ並々之仁之続キ申事ニ而者無之与申候儀ハ追々之見聞仕居候儀ニ御座候、其外行状筋万端謹慎之儀委細本紙之通相違も無御座相聞申候、此段見聞之趣付紙を以申上候、以上

十月十三日

北幸兵衛

御刑法方センキ 水津

様子二付、相添置候両例ニ抛兩人共ニ刺墨可被除下哉

例 田浦手永鶴喰村

天保十二年九月 新助列

北里手永坂下村

嘉永二年十二月 甚助

甲佐手永上早川村 永助

右者不屈之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由

二付、此節右入墨被除下候、此段可有被御達候、已上

九月十四日

御奉行中

上妻半右衛門殿

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

内田手永富尾村

藤作

右同文章

九月十四日

御奉行中

杉浦津直殿

尚々書例文

□ 御内意申上覚

沼山津手永福原村

壽作

当子六十歳

右者不屈之儀有之、入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候処、年限相濟去ル天保三年辰三月被差返候、然処其後屹卜心底相改当年迄二十一ヶ年ニ相成、最早及老年ニ茂候事二付、旁被為宥入墨御除方御免被仰付被下度奉存候、此段乍恐御内意覚書を以奉願候、以上

嘉永五年三月

河瀬安兵衛²⁷印

上妻半右衛門²⁸殿印

御刑法方

御奉行衆中

〔貼紙〕

〔本行福原村壽作²⁹義、改心之様子等書面之通相違無之由相聞申候間、願之通入墨御除方被 仰付被下度奉存候、此段見聞之儀御達申上候、

以上

四月

吉富藤次郎³⁰印

福嶋太郎助³¹印

覚

沼山津手永福原村

壽作

右者不屈之儀有之、御刑法被 仰付置、其後相慎候哉之旨ニ付承繕申候處、先年御刑法被

仰付候後、本所人数ニ被差加置候處、兼々暮方難渋いたし、地方等茂所持不仕、最早年齢六十歳余ニ相成、農業之働出来兼日雇稼等にて取統居、御答後相慎居候様子ニ承申候、以上

〔中略〕

仰付筈之処、別段被為宥額ニ入墨筈百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候之処、年限相濟候ニ付天保五年十一月廿六日親類之者江被引渡、元々之通り村人数ニ被差加候間、以来心底を相改候様、且又若私ニ入墨を除候而者重科之事ニ付心得違不仕様堅相守可申旨其節稠敷被仰渡、其後年々御委細御教諭被仰付、私以下村役人并親類五人組共々茂平日心を付示方仕候処、次第二改心仕候様子追々見聞仕、先年在所江被差返候より当年迄最早十八ヶ年ニ相成候得共、其後御難題等奉願候儀も無御座、日雇稼手細工等ニ而渡世仕、弥以改心仕候段、親類五人組并村役人共々申出候ニ付、猶委敷承糺候処、改心之次第相違無御座候間、乍恐何卒御仁恵之筋を以入墨御除方被仰付本人被仰付被下候ハ、右之者者不及申上親類五人組共難有猶更示合諸事相慎可申と奉存候間、重畳宜敷被成御達可被下候、此段乍恐覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

上早川村庄屋

久平[㊟]

丸山平左衛門殿

覚

内田手永富尾村藤作と申者、去ル天保九年二月御山之立木致盜伐候而已ならず、御山口方見咎右之木取揚置候を猶盜取候次第不届者ニ付ぬノ字入墨筈四十た、き之御刑法被仰付置候処、其後心底相改万端相慎御百姓出精いたし候段、右村庄屋方別紙之通相達申候ニ付、承糺申候處、相違無御座候間、何卒入墨拔方被仰付被下候様奉願候、宜敷被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

光永四兵衛[㊟]

杉浦津直[㊟]殿印

御刑法方

御奉行衆中

覚

右之者天保九戌年二月小代御山内ニ入込不正儀仕御見咎ニ相成御会所江御呼出御吟味被仰付、同年八月御刑法之上腕ニ入墨被仰付置候、然処其後心底相改当年迄十四ヶ年之間、御山内者不及申上万端相慎、御百姓一遍ニ相勤居申候間、何卒腕入レ墨拔御免被仰付被下候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、為其覚書を以申上候、以上

嘉永四年三月

右村庄屋

太次右衛門[㊟]

光永四兵衛殿

〔貼紙〕

〔本紙藤作兼而之行状等見聞仕候處、委細書面之通相違無御座、當時八石余高地請持御百姓相勤居候ニ付、願之通被仰付被下度奉存候、以上

亥

以上

四月

江上安太[㊟]

〔付札〕
平 大 溝 有
佐 田 早 川 荒 木
御 目 附

甲佐手永上早川村

永助

内田手永富尾村

藤作

右藤作儀者御山之立木致盜伐、ぬノ字刺墨筈刑被 仰付、永助儀者牛盜取候ニ付、類刺墨徒刑被 仰付年限満本所江被差返置候処、兩人共ニ刑後相慎候段、御郡御目附付御横目聞方趣其外書面之通ニ御座候、永助儀者十八ヶ年、藤作儀者十四年相慎居候様子相違も無之

例
弘化三年三月
川尻外城町
廣助

北里手永坂下村

甚助

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候
由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十二月廿七日

御奉行中

小国

御郡代衆中

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
弥以農業出精いたし候様可有御教諭候、已上

□ 覚

甲佐手永上早川村

永助

内田手永富尾村

藤作

右者先年不届之儀有之、御刑法被 仰付置候処、其後兩人共慎方宜候哉、
当時之様子共見聞仕御達可申上旨二付見聞仕候処、永助儀者当時日雇稼手
細工等二而渡世仕、藤作儀者農業出精いたし、諸公役等二茂速ニ罷出、且
又富尾村之儀高瀬町近村ニ而、同所御蔵近火之節駈付人数二十人相究居候
由之処、右鳶役頭去春庄屋方申付置候由ニ而、右兩人共慎方宜様子ニ相聞
申候、以上

亥
七月

御内意申上覚

久野多學[㊦]

甲佐手永上早川村永助、先年不届之儀有之、額二入墨答百た、き三年眉無
之御刑法被 仰付置候処、年限相濟候付天保五年十一月親類之者江被引渡
候以来当年まで十八ヶ年ニ相成、年々教諭仕候次第者徒刑之者御根帳書入
申上候通ニ御座候、然ル処右之者儀最六十歳ニ罷成、次第ニ改心仕候間、
入墨御除被下本人被 仰付被下候様、別紙之通同村庄屋方書付差出候二付、
猶内輪之様子承札候処、書面之通相違無御座相聞不便之事ニ御座候間、何
卒村方願之通本人被 仰付被下候様奉願候、此段添書以申上候、以上

嘉永四年三月

丸山平左衛門[㊦]

上妻半右衛門[㊦]殿

御刑法方

御奉行衆中

〔貼紙〕

「本行永助儀、先年御答被仰付、村方江被差返候以後改心仕候様子
ニ而、其後子供も成長仕男子兩人惣領当年廿八歳・弟廿一歳ニ罷成、
何れも作子奉公仕居、給錢等も年々相応ニ遣し、宿元ハ永助夫婦ニ
而日雇稼手仕事などニ而渡世いたし、近年格別難澁も不仕暮之方も
兎式角取続候ニ付而者、弥以改心仕候様子本紙書面之通相違茂無御
座相聞申候、右見聞之趣付紙を以申上候、以上

北幸兵衛[㊦]

四月

上早川村

一 男老入 年六十三

永助

右者上益城甲佐手永上早川村右永助儀、先年牛を盜候次第重疊不届者二付
死罪被

人共相慎居候様子ニ相聞申候、已上
西五月

例

永野敬四郎

前廉武田喜太郎与

天保十二年九月

申たる者悴ニ而當時高瀬

永徳寺村ニ居候慶助

中村手永高橋村

三左衛門

四郎助

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎
候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

六月九日

御奉行中

早川十郎兵衛殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事ニ付、
弥以農業出精いたし候様、可有御教諭候、已上

□ 乍恐御内意申上覚

北里手永坂下村

甚助

當時四十七歳

大御奉行限
○佐田
増田
早川
御目附

右之者先年馬を盗取候次第重畳不届之儀ニ付死罪ニ茂可被仰付處、被為宥
置額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付、高麗門外定御小屋ニ被為
留置候処、弘化二已九月生所江被差返、以来屹度心底を改候様、親類者勿
論所之役人方茂心を付教諭之趣堅相守相慎候ハ、五ヶ年を過委敷書附を

以御、達申上候様被仰付置候処、当九月迄二五ヶ年に相成申候、然ル處右
甚助儀抱高八石余請持御百性相勤メ御年貢米式拾俵程相納メ家内三人ニ而
御座候処、同人妻之姉他家江縁付仕居候処、竈潰レニ相成子供引連レ同人
方ニ引越居當時家内七人ニ相成居候得共、粮物等貯置心能相育農業出精仕、
根付草浚等季作を逃シ不申様心懸、村方勸農之手本とも相成候様相働キ、
養母江仕方宜敷家内睦敷、村内寄合も熟和二有之諸事心懸諸出米銀等其
時々速ニ相納、万端改心仕御百性風俗相守申候間、乍恐入墨被拔下候様於
私御内意奉願候、此段覚書を以申上候、以上

嘉永三年九月

庄屋

安之助[㊦]

古閑才藏[㊦]

河喜多助三郎[㊦]

井上久之允[㊦]

御刑法方

御奉行衆中

覚

北里手永坂下村

甚助

右者先年不届之儀有之御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉見聞可仕旨ニ
付承繕候処、先年御答被仰付候以後者屹相慎、専農業出精いたし當時者相
応之御百姓相勤居候由相聞申候、以上

戊

十二月

鶴田市喜[㊦]

〔貼紙〕

〔此甚助儀、眉無年限相濟本所江被差返候以後屹相慎居候由、本紙并
御郡御目附付御横目達之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉〕

服部猪之助

御目附衆中

本紙喜右衛門儀、御咎以後格別悪事等有之候様子者聞兼候得共、井関熊八与申入者虚無僧修行に而所々被打廻候由之処、喜右衛門儀も同道虚無僧之体二而罷出坎之由、且熊八娘女者十六程之由に候処、内輪者喜右衛門を髯ニ被取候内存共二て者無之哉之由、既大嶋御口屋下番人相勤居候高野順太者喜右衛門実兄之由二而、去夏之時分熊八方より喜右衛門を養子ニ貰受被申候度段懸合ニ相成たる由之処、順太儀者寸斗進ミ不申、実父も居候事ニ付、一己之通暮者出来兼候位ニ程能打合せ置候処、喜右衛門儀其砌方いつとなく熊八方え入込居候由、畢竟喜右衛門儀手仕事等出兼渡世之道無之処より右之通打立申たる二て可有之由、且熊本杯江罷出候時分者毎脇差一本者帯申居候由二而、彼是慎方得斗者無之由承申候段、演舌

流長院支配
後藤喜兵衛倅

喜右衛門

右者不届之儀有之、先年苗字大小御取上入墨答たたき之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段御達候事

四月廿九日

寺社方

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候ては難相濟事ニ付、弥以慎候様との儀も御達之事

□ 覚

中村手永高橋村

三左衛門

四郎助

右者不届之儀有之、去ル天保十四年卯十月廿四日答百た、き之御刑法被仰付、三左衛門儀者父半兵衛、四郎助儀者同村五人組被引渡、何れも奉恐入、其後行状之次第者年々三月御達申上来候通二而、屹卜相慎御教諭之趣堅相守、三左衛門儀者農業出精仕居、四郎助儀者生得弱体二有之骨折候仕事出来兼候二付、去ル辰年方御府中江罷出奉公仕居懸忠勤最早当年迄二七ヶ年之間堅相慎出精仕居申候間、乍恐此節入墨被拔候様奉願候、左候ハ、弥以万端相慎出精可仕奉存候間、宜敷被仰付可被下候、此段書付を以申上〔付札〕候、以上

嘉永二年三月

早川十郎兵衛殿印

大賀純右衛門印

有平吉溝沢
稲津
佐田
小山
御目附

御奉行衆中

センキ 右田

此三左衛門。四郎助儀、御刑法被仰付候後、相慎居候由、別紙御郡御目附付御横目達之通二付、入墨可被除下哉

覚

中村手永高橋村

三左衛門
四郎助

右者不届之儀有之、先年御刑法被

仰付置候処、其後相慎居候哉之旨二付見聞仕候処、天保十二年御刑法被

仰付其後心底相改、三左衛門儀ハ専農業出精いたし、四郎助儀ハ生得弱柄

二而農業之働出来兼候様子ニ付、去ル辰ノ年方御府中江罷出町家江奉公いたし、翌巳年方当年迄五ヶ年程ハ主家江居統手全相勤候由左之通二而、両

□ 奉願口上之覚

後藤喜右衛門事

喜右衛門

右者私粉二而御座候処、先年外様足輕二而江戸江被差登、彼地御役割所物書三十日程相勤居申候処、不埒之儀御座候而、御給扶持被差放御咎被

仰付、喜右衛門儀者勿論私共二奉恐入候、然処五ヶ年過候ハ、委敷書付を以御達仕様被

仰付置、別紙写之通二御座候、当二月十一日迄二年限満申候間、此段御達

申上候、兼而相慎居孝養も宜御座候間、乍恐御慈悲之筋を以宜敷被 仰付

被下候様、御歎願之儀可被下候、此段御内意奉願候、以上

十月

後藤喜兵衛

流長院

御役僧

僉議

〔付札〕

此喜右衛門儀、御咎後相慎居候趣御横目聞方之通二付、追々之見合を以入墨被除下哉

但御横目演舌書之趣も御座候へ共、除墨難被差免程之儀与物相見不申候付、本行之通二御座候

平 有 吉 溝 朽 稻津 佐田 小山 御目附

口上之覚

後藤喜兵衛倅

喜右衛門

右は拙寺支配之者御座候処、別紙之通願出候間、宜敷御達可被成下候様奉

願候、以上

十二月

寺社方

根取衆中

覚

前廉外様足輕後藤

喜右衛門事当時流長

支配

喜右衛門

歳二十八程

右者不屈之儀有之、先年御刑法被仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程二有之候哉之旨二付承繕申候処、同人儀者歩之御小姓二而相果

候後藤弥五兵衛与為申者之養子外様足輕二而、先年江戸江相詰役割所物書

相詰居候内、不屈之儀有之たる由に而、弘化元年二月頃御給扶持被差放、

苗字大小御取上入墨二而答刑被

仰付候由、実父後藤喜兵衛与申者ハ流長院支配之浪人二而、坪井宗嚴寺地

子内二居住いたし、傘細工二而相暮居候由二而、喜右衛門儀御咎後一兩年

者実父手元二而傘細工打立候得共、下地不器用二茂有之状二而右細工茂寸

斗手二入兼、追々在中江合力杯二打廻、其内二者牛馬之業様之品も売歩行、

暫完所々江相滞、一旦者内田手永江田村二居候鍛冶職之番子二坎不雇罷越

居候由之処、八代御城附井関大八方支配之浪人二而荒尾手永万田村居住井

関亀八弟井関熊八与申人者、右近辺西原村与申処二別宅いたし被居候由之

処、内輪如何申談候哉、喜右衛門儀去夏之頃より者右熊八方江罷越一所二

相暮合力体二而取統居候由右之通二而、御咎後当年迄六ヶ年程二相成候由

之処、慎方相応二有之由唱承申候、以上

酉

四月日

山田市郎右衛門

川尻外城町

銀平

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候よし二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十月十九日

御刑法方

御奉行中

松崎九郎平殿

尚々本文之通被仰下候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎産業致出精候様、可有御教諭候、以上

〔中略〕

□

深川手永野間口村

藤三郎

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

十二月三日

御刑法方

御奉行中

蒲地太郎八¹⁵殿

尚々本文之通被仰付候上猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎産業出精いたし候様、可有御教諭候、以上

覚

深川手永野間口村

藤三郎

銀平

右者不届之儀有之、去ル天保十四年卯十月入墨管百た、き之御刑法被仰付本所之人數二被為差加置候、然処右之者其後謹慎宜敷作子奉公仕、家内相育居申候處、近來少シ病体ニ罷成、当時相応之日雇稼仕、何そ之悪事等ニ携候儀無御座候、為其書付を以御達申上候、以上

嘉永元年十月

野間口村庄屋

川口英左衛門¹⁴

宇野源兵衛¹⁶殿¹⁴

蒲地太郎八¹⁷殿¹⁴

御刑法方

御奉行衆中

僉議 永田信助

〔付札〕

本紙藤三郎儀、御刑法被仰付候後慎方宜候段、本紙并御郡御目附付御横目聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

平 大 吉 溝 稲 津 佐 田 小 山 御 目 附

覚

深川手永野間口村

藤三郎

右者不届之儀有之御刑法被仰付置候處、其後慎方宜有之候哉之旨二付承繕申候處、藤三郎儀天保十四年御刑法被仰付本所人數二被差加置候處、兼々暮方難渋いたし地方等茂所持不仕、且近年足痛二茂有之農業之働茂出来兼日雇稼等二而取続居、御咎後相慎居候様子ニ承申候、以上

申十一月

永野敬四郎¹⁴

□ 乍恐奉願覚

川尻外城町人数

銀平

右者以前不屈之儀有之、御刑法被仰付置候ニ付而者、諸事相慎可申処、同類申合舟を盗取候次第重疊不屈者ニ付、死罪ニ茂可被仰付処、此節迄者被宥額ニ入墨筭百た、き三年眉無之刑被仰付置候処、去ル天保十三年寅七月廿三日御年限相済候ニ付、同町ニ居候親類卯平と申者江被引渡、元々之通町人数ニ被差加候、以来屹度心底を改候様被為仰付置、将又御教諭之趣堅相守、屹度心底相改候ハ者、右寅年方五ヶ年過候上委敷書付を以御達申上候様被仰付置候処、最早年限茂過、是迄私共方茂氣付不申押移候段、重疊不念千万奉恐入候、然処同人儀町人数ニ被差加候後屹度心底相改、親類卯平同居仕第一家内睦敷賣店商イ仕候、廉直ニ産業出精仕候儀相違無御座候間、宜敷被為成御達被下候様、此段乍恐覚書を以奉願候、以上

嘉永元年五月

外城町丁頭

次兵衛印

同

保助印

同

弁太郎印

横目

郡助印

別当

甲斐萬五郎殿印

同

江上壽吉殿印

同

嶋田金蔵殿印

同

江口半兵衛殿印

同

江口浅平殿印

同

加納岩次郎殿印

廻役

池田善左衛門殿印

同

小原五郎右衛門殿印

松崎九郎平殿

セシキ 永田

此銀平儀御刑法被 仰付候後、相慎居候次第、本紙并別紙御横目聞

方書付之通ニ付、追々之見合を以入墨除可被下哉

覚

川尻外城町

銀平

歳四十六程

右者不屈之儀有之重キ御刑法被

仰付置候処、其後慎方宜敷候哉、当時之様子共如何程有之哉之旨ニ付承継申候処、同人儀先年同類申合舟を盗取候付、額ニ入墨筭百た、き三年眉無之刑被仰付置候処、天保十三年七月頃御年限相済親類之者江被引渡、元之通同町人数被差加置候由之処、其後相慎居、当時者同町薩广屋吉三郎与申者方ニ定日雇ニ罷越煙草商買相稼、心底相改居候由、唱承申候、以上

申九月

河田俊右衛門

彦左衛門

右者不届之儀有之、先年御刑法被 仰付置候処、其後相慎候哉、見聞可仕
旨ニ付承繕候處、右孰茂相慎、宇助儀ハ御家中江奉公仕居、武助列三人者
農業相稼、孰茂心底相改居候由承申候、此段見聞仕候趣御達申上候、已上
申四月 鶴田市喜

セッキ水津

此小天村宇助列四人御咎後五ヶ年過、孰茂慎方宜敷様子ニ付、追々
之御見合を以入墨可被除下哉

小田手永小天村

宇助

武助

直助

彦左衛門

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候
由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月四日

御刑法方

御奉行中

江島傳左衛門殿

尚々本文之通被仰下候上、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事ニ付、弥
以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 覚

下益城郡廻江手永

南田尻村

桂助

右者追々盗いたし不届者ニ付、左手ニ入墨管六十た、き一年眉無之御刑法

被 仰付置、去ル天保十四年三月本所江被差返置五ヶ年を過改心之趣委敷
書付を以御達可仕旨被仰付置、奉得其意候、其後追々教諭を加申候處、心
底相改申候、尤無高難涉者ニ而農業之稼出来兼候ニ付、わらちを拵生計仕
候處、子供茂段々成長仕候間、御百性ニ仕付可申と奉存候、当三月五ヶ年
ニ満申候間、行状之次第御達申上候、可然様被仰付可被下候、此段覚書を
以御達申上候、以上

弘化五年三月

藤井次郎助¹²印

杉浦津直¹³殿印

刑法方

御奉行衆中

僉議 右田

此桂助儀、眉無年限相濟本所江被指返候以後六ヶ年ニ相成、慎方之

様子別紙御郡御目附付御横目聞方之通ニ付、追々之見合を以、入墨
可被除下哉

御横目書付扣略

廻江手永南田尻村

桂助

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候
由ニ付、此節入墨被除下候、此段可有御達候、以上

六月廿日

御刑法方

御奉行中

杉浦津直殿

尚々例文

被 仰付置候処、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

三月廿二日

御刑法方

御奉行中

片山甚十郎殿

尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎候様との儀も可有被御達候、以上

同村熊野嶽御山番
相勤居為中

彦左衛門

□ 申上覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

彦左衛門

右者去ル天保九年八月不届之儀有之、笞刑入墨之御刑法被仰付、已来屹ト相慎心底相改候様、且又入墨を私ニ除候而者^(貼紙)重科之事ニ付心得違不仕様被仰付置、心底相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達可申上旨、其砌被及御達置候處、右之者共いつれ茂心底相改加謹慎、家業出精仕候段、右村庄屋金森太郎左衛門より別紙之通相達候二付、精々相糺候處、いつれも心底相改謹慎仕候儀相違茂無御座候間、恐多難申上儀ニ御座候得共、入墨除被下候様於私奉願候間、宜敷被仰付可被下候、此段添書を以申上候、以上

弘化五年正月

多田隈丈左衛門¹⁰印

江嶋傳左衛門¹¹殿印

御刑法方

御奉行衆中

申上覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

弘化五年正月

小天村庄屋

金森太郎左衛門¹²印

多田隈丈左衛門殿印

江嶋傳左衛門殿

覚

小田手永小天村

宇助

武助

直助

センキ 永田

此前廉川尻御加子末喜・徳之助共儀、御咎後相慎居候趣前紙御横目聞方之通二付、追々之御見合を以兩人共二入墨可被除下哉但、末喜儀ハ御横目演書之趣も御座候得共、除墨難被差免程之儀与者相見不申候付、本行之趣ニ御座候

前廉川尻御加子ニ而當時
同所並御船頭川上平五左衛門
支配

末喜

右同断ニ而當時同所御加子
作助支配

徳之助

右者不屈之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎
候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、已上

七月四日

御刑法方

御奉行中

小山松太殿

野田松次郎殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而者難相濟事ニ付、
弥以相慎産業致出精候様可有御教諭候、已上

□ 奉願口上之覚

私支配之甥猪之助儀、以前外様組小頭右崎弥七養子ニ遣置、外様組ニ被召
抱、先年江戸詰内御屋敷欠落仕候而其後立帰申候付、天保五年午十二月御
刑法被 仰付、腕ニ入墨三年眉無被 仰付、右年限相満眉無御免被 仰付
候間、私支配ニ仕置申候處、最早十ヶ年余ニ相成申候付、御見合を以何卒

入墨御免被 仰付被下候様奉願候、此段宜敷被為成御達可被下候、以上
未

十一月

片山甚十郎殿

覚

御掃除頭支配
中村久助支配

猪之助

歳三十七八

右者以前不屈之儀有之、重キ御刑法

被 仰付置候處、其後慎方宜候哉、當時之様子共如何程ニ有之候哉之旨ニ
付承繕申候處、同人儀先年外様足輕ニ被召抱置、江戸ニ相詰居候内致出奔
之由ニ而重キ御刑法被 仰付候由之処、其後者弥奉恐入、横手々永東椎田
村内ニ而百姓家を借、髮結いたし居候由、尤川尻町在ニ懸相応二人夫もい
たし候由之処、万端丁寧ニ付合候由ニ而、所柄方者心を付、渡世方等世話
いたし候位之由ニ付、丁々ニ相暮居候事之由右之通ニ而御咎後者諸事相慎
居候由、唱承^{マツ}承申候、以上

申

三月日

井田格蔵

御目附衆中

永田

本紙御掃除頭支配中村久助甥猪之助儀、先年御咎後慎方之儀、別紙
御目附御横目聞方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

中村久助支配

猪之助

右者不屈之儀有之、先年苗字大小御取上入墨答た、き眉無之御刑法

河上平五左衛門一列方書付相達候付則差出申候、委細之儀ハ書面之通ニ御座候、尤其節已来吃度心底を相改候ハ、五ヶ年過書付を以相達候様、御刑法方御奉行衆方被及御達之趣茂有之候間、書面之通入墨御免被仰付候様、左候ハ、弥以難有奉存可申与存候間、宜敷被成御達可被下候、已上

四月廿日

野田松次郎

小山松太

御船方

根取衆中

口上之覚

前廉御加子

徳之助

末喜

右者先年御吟味之筋有之被召籠置候処、六ヶ年已前御刑法被仰付在所江被差返私共江支配被仰付置候處、其後右之者共悔先非、本心ニ立帰り慎方宜敷、徳之助儀ハ御船手御用渡守相勤御用之節ハ出精相勤、末喜儀ハ漕稼等仕、老母姉姪甥相育、弥以慎方宜敷段、諸事御見聞之通ニ御座候、然處右之者共御印シ被仰付置候付当年迄六ヶ年之間、誠以人柄相改堅固ニ相慎申候間、其俣ニも難有御座候間、何卒別段御憐愍之筋を以御印シ御免被仰付候様於私共茂奉願候、左候ハ、別而難有奉存、弥以相慎可申奉存候間、此段宜敷被成御達可被下候、已上

未四月

徳之助支配被仰付置候

御加子

作助

末喜支配被仰付置候

川上平五左衛門

船瀬弥一郎殿

高見喜善太殿

小山松太殿

野田松次郎殿

覚

前廉川尻御加子ニ而

当時同所並御船頭

川上平五左衛門支配

末喜

歳三十七八

右同断ニ而当時同所御加子

作助支配

徳之助

歳三十四五

右者不届之儀有之、御刑法被仰付置候處、其後慎方宜候哉、当時之模様共如何程ニ有之候哉之旨ニ付承繕申候處、右兩人儀ハ川尻御加子之節、天保十二年八月頃御船手之苦盜取壳払候一件ニ而、御給扶持被差放ぬノ字入墨答五十た、き之御刑法被仰付候由之處、其後者何れ茂恐入、末喜儀ハ専槽稼ニ而相暮、徳之助儀ハ松島地渡守申付ニ相成居、日々御船手を初、諸往返之面々共無遲滞渡方いたし候由ニ而弁利ニ相成候由、右之通ニ而兩人共慎居候由唱承申候、以上

未六月日

中松助作

袖原郡之允

御目附衆中

本紙末喜儀ハ御答後各別是与申稜目ハ無之由ニ候得共、根元些浮氣成生質之由ニ而、平日之振舞等殊勝ニ相見候程ニ者無之坎之由、且又いつ頃与申儀ハ聞兼候得共、袴着用ニ而帯刀なといたし居候を見受候人も為有之坎之由ニ而、一牀之慎方ハ徳之助方些劣り候方ニ可有之由承申候段演舌

候二付、同十二年丑十二月十八日御年限被成御免為、御褒美鳥目三貫文被為拜領本所江被差返、以來屹下心底相改候様、御教諭之趣堅相守、以來屹卜相慎候ハ、右丑年ノ五ヶ年過候上、委細書付を以御達申上候様被仰付置候、右者吉郎右衛門儀、本所江被差返候後屹下心底相改、打綿并醬油店商ノ廉直ニ渡世仕居候儀相違無御座候間、此段宜敷被為成御達被下候様、乍恐覚書を以奉願候、以上

弘化三年午十二月

川尻中町懸
小路町丁頭

清七^印

同

儀平^印

同

松三郎^印

同横目

用八^印

御廻役

池田善左衛門殿^印

同

小原五郎右衛門殿^印

別当

甲斐万五郎殿^印

同

上田幾平殿^印

同

江上壽吉殿^印

同

寫田金藏殿^印

同

古賀治左衛門殿^印

同

江口浅平殿^印

末藤新右衛門殿

本紙川尻外城町廣助、小路町吉郎右衛門、兩人御咎後相慎居候趣別紙御横目聞方之通二付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

川尻外城町

廣助

同小路町

吉郎右衛門

右者不屈之儀有之、先年入墨咎た、き之御刑法被仰付置候処、其後相慎候由二而、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

三月十九日

御刑法方

御奉行中

松崎九郎兵衛^殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二而、弥以相慎産業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□

前廉御加子

末喜

徳之助

右者天保十三年八月廿七日御刑法被 仰付入墨を茂被仰付置候間、其後兩人共先非を悔心底を相改、当年迄六ヶ年ニ相成候間、入墨御免被仰付候様、

職いたし候間、家事之世話なといたし居候由二而、当時兩人共相慎居候由、右之通唱承申候、以上

未

二月日

御目附衆中

乍恐奉願覚

井田格藏

别当

江口浅平殿印

古賀治左衛門殿印

同

嶋田重藏殿印

同

江上壽吉殿印

同

上田幾平殿印

同

甲斐万五郎殿印

廻役

池田善左衛門殿印

同

小原五郎右衛門殿印

末藤新右衛門殿

乍恐奉願覚

弘化三年十二月

川尻外城町丁頭

次兵衛印

同

保助印

同

喜太郎印

同横目

安兵衛印

(一一)

川尻小路町山城屋

吉郎右衛門

右者不埒之儀有之、御咎被仰付置候二付而者諸事相慎可申候、松岡藤八郎殿御嫡子松岡午之允殿申合、詐之手段を以同町居住医師元厚鍋屋長兵衛を誑、薬種并余計之鳥目取出掠取候次第重畳不屈之者二付、額二入墨答百た、き三年眉無之御刑法去ル天保十一年子八月被仰付、定御小屋江被差置候候、相間眉無彦助と申者、力役二被召仕候向方逃去候存念二罷在候段氣付訴出

弘化三年十一月

下松尾村庄屋

勝右衛門印

布田太郎右衛門殿

右之通内意申出候二付、村方之様子委敷承札申候處、万端慎方宜、農業をも出精仕、屹卜心底相改申候段、書面之通相違無御座様子二付、宜敷被仰付可被下候、此段奥書を以御内意申上候、以上

弘化三年十一月

布田太郎右衛門⁵印

中島九郎左衛門⁶殿印

御刑法方

御奉行衆中

僉議

此十右衛門儀、御刑法被仰付候後、相慎候次第本紙并御郡御目附付御横目聞方之通二御座候間、追々之御見合を以入墨可被仰付哉除下哉、聞方之書付扣略

池田手永下松尾村

十右衛門

右者不届之儀有之、先年入墨管た、き之御刑法被仰付置候處、其後相慎候由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御座候、以上

十二月十四日

御奉行中

中島九郎左衛門殿

尚々例文

〔中略〕

□

右之者共不届之儀有之、百管三年眉無之御刑法被仰付、何れも年限満本所町人数二被差返候處、謹方宜御座候ハ、五ヶ年過申出候様御達之銘二而、別当共方之書付式通差出申候書面之通、何れも相謹居候様子二御座候、此段御達仕候、以上

弘化三年

十二月

末藤新右衛門⁷

御刑法方

御奉行衆中

覚

川尻外城町

廣助

右所小路町

吉郎右衛門

川尻外城町

廣助

歳三十三程

同所小路町

吉郎右衛門

歳五十二程

右者不届之儀有之、眉無之御刑法被

仰付、年限相満本所江被差返置候處、其後慎方宜候哉、当時之様子共如何程二有之哉之旨二付承繕申候處、兩人共先年不届之儀有之眉無之御刑法被仰付候由之処、弥奉恐入其後者格別外出なともいたし不申、廣助儀ハ竹細工いたし相稼、吉郎右衛門儀ハ悴寿太郎と申もの御本陣を預居、兼而問屋

且不法之打擲二および候節、相加薪を以致打擲候末、幾右衛門相果候次第
 不届者二付、天保八年八月入墨答百た、き之御刑法被仰付、委敷御教諭被
 仰渡、且又右之者若私二入墨を除候而者重科之事二付、此段も稠敷申付置
 候様、右之通堅相守已来屹卜相慎候ハ、其節方五ヶ年過候上、委敷書附
 を以御達可申上旨被仰付置候趣奉得其意候、右之者儀前条被仰付候趣、重々
 奉恐入其後謹慎仕、父ハ先年相果、母并弟同居二而家業相働、諸公役等格
 別入念勤上来申候、勿論御法度筋堅相守居申候間、乍恐宜敷被成御達可被
 下候、然処右御答被仰付候後五ヶ年を過候上ハ早速御達可申上処、其節勤
 掛之庄屋も取替、被仰付候右儀も村方旧記しらへ方等届兼当時迄押移候次
 第奉恐入候、併右之者慎方之儀者右之通相違無御座候間、可然様被仰付可
 被下候此段覚書を以申上候、以上

弘化三年閏五月

庄村庄屋

内田角之助④

近藤喜左衛門殿

本紙高平村丈右衛門列庄村勘兵衛、先年御答被仰付、其後慎方之様
 子等見聞仕候處、丈右衛門・久右衛門・喜三次儀ハ高拾石已上式拾
 石余受持、御百姓一扁二打懸、庄村勘兵衛儀小高受持紙漉之手伝な
 と仕、何れも改心仕、不依何事慎方宜敷様子二相聞申候、右見聞仕
 候趣付紙を以申上候、以上

七月十七日

野田藤平

センキ 水津

此五町手永高平村丈右衛門列四人、罪状本紙書面之通二而、刺墨被加置
 候處、御答已後相慎農業致出精、最早十ヶ年二および候付、願之通刺墨
 可被除下哉

五町手永高平村

丈右衛門

(10)

久右衛門
喜三次

同手永庄村

勘兵衛

右者不届之儀有之先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候
 由二付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

八月八日

御刑法方

御奉行中

中島九郎左衛門殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、
 弥以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上

□ 御内意之覚

池田手永下松尾村十右衛門儀、同村源七と申たる者娘すかと申女江追々密
 通之儀申聞、同人儀不随を憤、法外之及仕方候内二者すか母子伏居申候蠅
 二不浄を打懸、且同村伊助申談二同意いたし、同手永上松尾村勇右衛門と
 申ものを手強及打擲、一旦氣絶をも致せ候而已ならず、右一件相顕候上、
 身をも取斗候處方すかと密通いたし居候段無実之申懸いたし、同人儀数
 日被為召籠置候次第彼是不届者二付、去ル天保十二年丑五月入墨答百た、
 き之御刑法被仰付、村方江被引渡慎方之儀御教諭被仰付置、以来屹卜心底
 相改候ハ、五ヶ年過委敷書付を以御達可申上旨被仰付置候、然處最早去
 已年迄二五ヶ年相立申候處、右十右衛門儀心底相改、農業出精仕、慎方宜
 敷村方之者江対シ候而茂諸事熟和二有之、御教諭筋御法度書之趣堅相守、
 如法之心底二相見申候間、乍恐宜被仰付可被下候、此段御内意申上候、以
 上

五町手永高平村

丈右衛門

久右衛門

喜三次

同手永庄村

勘兵衛

右之者共、亀井村幾右衛門と為申者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳左衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問且不法之及打擲候節、相加薪を以て致打擲候末、幾右衛門相果候次第不届者共二付、天保八年八月入墨咎百た、き之御刑法被仰付置候、然處右之者共儀、右被仰付之趣重畳奉恐入、其後謹慎仕相応二高地を抱御百姓相働、家内睦敷、諸公役等入念相勤、勿論御法度筋堅相守、数年之間少茂相替候儀無御座候段、庄屋共々別紙之通達出申候二付、相糺申候處、相違無御座当年迄都合十ヶ年之間右之通相慎、専農業出精仕、尤之儀二奉存候、右二付而者、其御被仰渡置候御趣も御座候間、乍恐右四人之者共今度入墨御除被仰付被下候様奉願候、左候ハ、御慈悲之程難有奉存、此後弥以相慎可申与奉存候間、重畳宜ク被仰付可被下候、則村方書付両通相添、此段乍恐覚書を以申上候、以上

弘化三年六月

中島九郎左衛門⁴殿^④

近藤喜左衛門³殿^③

御刑法方

御奉行衆中

覚

五町手永高平村

丈右衛門

久右衛門

喜三次

右之者共儀、亀井村幾右衛門と為申者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳右衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問且不法之及打擲候節、相加薪を以て致打候末、幾右衛門相果候次第不届者共二付、天保八年八月入墨咎百た、き完之御刑法被仰付、委敷御教諭被仰渡、且又右之者共若私二入墨を除候而者重科之事二付、此段茂稠敷申付置候様、右之通堅相守、以来屹卜相慎候ハ、其節五ヶ年過候上、委敷書付を以御達可申上旨、被仰付置候趣奉得其意候、右之者共儀前条被仰付之趣、重畳奉恐入其後謹慎仕、何れ茂親共相応之高地を抱、御百姓相働居候二付、蒙御咎候後は別て家内睦敷、農業出精仕、諸公役等入念勤上、勿論御法度筋堅相守當時者一数年之間少茂相替候儀無御座無候、右之通何茂急度相慎居候間、乍恐宜敷様被成御達被下候様奉願候、然処前条御達之趣二付而者、五ヶ年を過慎方之様子を早速御達可申上処、其御勤懸之庄屋者右年数満不申内病死仕、諸役之儀者他村方懸勤被仰付、猶取替二而當時私儀入庄屋被仰付置候右之通類二打替、其上当勤紛雜二而、旧記しらへ方も届兼、無何心當時迄押移候次第奉恐入候儀二者御座候得共、右之者共慎方之儀は右之通相違無御座候間、何卒可然様被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上

弘化三年閏五月

高平村庄屋
半左衛門^⑤

近藤喜左衛門殿

覚

五町手永庄村

勘兵衛

右庄村勘兵衛儀、亀井村幾右衛門与申たる者致盜候哉之不審有之たる由二而、高平村徳左衛門宅二而、同人并正院手永平原村茂次右衛門列之者拷問

小代次郎助殿

河原手水片角村在宅ニ付村繼ニテ仕出

尚々本業之通結構被仰付候上ハ、猶又心得違之儀等有之候て者難相濟事ニ付、弥以相慎候様堅可有御教諭候、以上

〔中略〕

□ 御内意之覚

木倉手永御舟町村子之吉儀、不届之儀有之額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被仰付置候處、年限相濟去ル天保四年八月親類五人組江被引渡、元々之通村人数ニ被指加、御教諭之趣堅相守、以来屹下相慎候ハ、五ヶ年過候上御達可申上旨ニ付、於会所茂重疊教諭を加置申候處、其後御教諭之趣堅相守屹下謹慎仕、家業專出精米錢之取引等不筋之振捌不仕、御難題ケ間敷儀茂仕出不申、改心仕候ニ付而者、先々役以来御達可申上答之處、其儀届兼居申候間、乍恐入墨被仰付被下度於私茂奉願候、則御舟町村庄屋方之別紙相添御達申上候間、宜敷被仰付可被下候、此段御内意覚書を以申上候、以上

弘化二年十月

光永平藏^上印

村井次郎作^殿印

御郡方

御奉行衆中

申上候覚

木倉手永御舟町村子之吉、先年不届之儀有之額ニ入墨答百た、き三年眉無之御刑法被 仰付置、年限相濟親類江御引渡御委細御教諭被

仰付、其年方五ヶ年過候ハ、改心之次第委ク書付を以可申上旨被仰付置

奉得其意候、然処先役代其儀届兼、於私茂奉恐入候、最早十三ヶ年ニ罷成、格別御難題筋等差凳候儀茂無御座候、家業專ラ出精仕居申候間、宜敷被為成御達可被下候、此段覚書を以申上候、以上

弘化二年十月

御舟町村庄屋

善次郎^印

光永平藏殿

木倉手永御舟町

子之吉

右者先年不届之儀有之御刑法被仰付置、其後相慎居候哉之趣ニ付見聞仕候處、其後諸事相慎居大工職等ニ而渡世いたし居候様子ニ相聞申候、以上

午二月

河野子次右衛門

センキ 永田

本紙子之吉儀、眉無年限相濟候後十四ヶ年ニおよひ慎方宜様子、別紙御横目聞方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下哉

木倉手永御船町

子之吉

右者不届之儀有之、先年入墨答た、き之御刑法被 仰付置候處、其後相慎候由ニ付、此節右入墨被除下候、此段可有御達候、以上

二月廿三日

御奉行中

村井次郎作殿

尚々本文之通被 仰付候上、猶又心得違之儀等有之候てハ難相濟事ニ付、弥以相慎産業致出精候様可有御教諭候、以上

□ 乍恐奉願覚

【凡例】

歳五十三程

一 判読し易さを考慮し、先に翻刻された『熊本藩法制史料集』の形式を参考に、各案件の冒頭には□印を付した。また、既に翻刻されている記録は〔中略〕とし省略している。

一 人名と地名を除き、原則として旧字は常用漢字に改めたが、熊本藩特有の文字である「扨」や、「宛」を意味して用いられた「完」の表記は原文通り表記した。また、「処」・「處」の表記についても原文通りに表記した。

一 変体仮名は平仮名に改め、助詞として用いられた場合の「而」、「者」、「江」、「与」、「茂」については原文通り表記した。

一 罫字は一字分の空白に統一し、平出は原文通り改行した。

一 翻刻文を読み易くするため、読点・中黒を施した。

一 判読不能の文字は□で表示し、ルビにて〔判読不能〕と補った。また、見せ消しの箇所には「ゝ」の記号を該当文の左部に付した。

一 貼紙や朱書の箇所にはそれぞれ〔貼紙〕〔朱書〕と補い、範囲が分かるよう「」で示した。奉行等の決済を示す付札については、「付札」と補った上で、なるべく原史料に近づけるためにボックスで囲って示している。惣庄屋や郡代、町奉行、等判明している人物については脚注で示している。

□ 覚

右者先年不届之儀有之、御刑法
被 仰付置候処、其後相慎居候哉、当時之様子共如何程有之候哉之旨に付承繕申候処、九郎兵衛儀御山方懸合ニ付而天保十年三月御刑法
被 仰付候由之処、其後者諸事相慎、同人儀ハ右次郎助方拜領地府本村へ居住いたし居候処、屋敷内手広様子ニ而、専農業稼家内相育居、当時者格別出歩行茂いたし不申、弥以相慎居候由、唱承申候、以上
巳八月日 井田格蔵
河田俊右衛門

覚

御目付衆中
私家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、不届之儀有之、去ル天保十一年三月苗字大小御取上入墨四十管之御刑法被 仰付、以来屹心底相改候ハ、五ヶ年過其段相逢候様御達ニ相成居申候、右九郎兵衛儀、其以来屹心底相改相慎居申候、此段御達仕候、以上
五月 小代次郎助

本紙小代次郎助家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、御刑法
被 仰付候後、最早五ヶ年相立、慎方之趣別紙御横目間
方之通ニ付、追々之御見合を以入墨可被除下候哉

貴殿家来荒尾九郎兵衛事九郎兵衛儀、先年不届之儀有之苗字大小御取上入墨管四十た、き之御刑法

被 仰付置候処、其後相慎候由ニ付、右入墨被除下候、此段可有御申付候、以上

九月三日

御刑法方

九郎兵衛

御奉行中

小代次郎助家来ニ而
荒尾手永府本村ニ
致居住候荒尾九郎兵衛事

大組付也

- 13 水津熊太郎は、刑方法根取として宝暦十一（一七六一）年施行の「刑法草書」以降の追加法や参照すべき判例を付加した法典「御刑法草書附例」の編纂に携わった（高塩博「熊本藩「刑法草書」の成立過程」（熊本藩法制史料集『二六九〜七六頁』）。
- 14 刑方法根取は奉行に次ぐ地位の役職であった。文化八年職制では一名、天保六年職制では三名の根取が刑方法方に配置されている。（鎌田浩「熊本藩の法と政治」（創文社、一九九八年）一一八頁）。
- 15 西山禎一「熊本藩役職者一覽」（非売品、二〇〇七年）二・四頁。
- 16 前掲「熊本藩役職者一覽」四・四六頁。
- 17 「除墨帳」（熊本藩法制史料集「前掲書、一〇六二・一〇六三頁）
- 18 「除墨帳」（熊本藩法制史料集「前掲書、一一四七頁）

長屋 佳歩（ながや かほ） 熊本大学大学院博士前期課程

安高 啓明（やすたか ひろあき） 熊本大学大学院人文社会科学部准教授

除墨が申請されてから可否が通達されるまでの一連の流れを時系列ごとに収録した「除墨帳」であるが、最後に、これまで提示してきた一般的な除墨申請とは異なる除墨許可事例を紹介して終わりとしたい。

本史料の中に例外的な除墨申請が二種類存在する。それは刑法方に属する穿鑿所側の献策による除墨申請と、徒刑小屋見扱役からの除墨申請である。紙面の都合上詳細については省くが、前者は文化十一（一八一四）年の徒刑制度再開後の釈放者調査の中で、更生状況の優れている者八名を選出し、他の罪人の更生促進のためにも除墨が検討されたという事例である¹⁷。後者は、最末期の慶応四（一八六八）年に徒刑年限中に徒刑小屋内で功績のあった二名を対象とした申請である¹⁸。特に後者については、徒刑から釈放される前に徒刑年限の短縮と除墨が同時に試みられており、先例として引用された例も「除墨帳」に記載されていない。釈放後五年が経過した後各支配方から申請が可能となる通常の除墨とは大きく異なっており、藩主導で行われた事例である。熊本藩が除墨制度のあり方を検討していた様子がわかる事例といえる。

このように、穿鑿所や徒刑見扱役のような藩側の機関の働きかけによって除墨を実施した事例も僅かであるが存在している。「除墨帳」は熊本藩の除墨制度を解明する上で最重要史料であるが、本史料以外にも除墨を実施した事例が存在するという可能性を考慮しておかなければならないことを付記して結びとしたい。

〔註〕

- 1 「宝暦五年ヨリ 除墨帳」(永青文庫細川家文書、一三・一一・五・二)。
- 2 「御刑法方諸帳目録 天保四年五月改」(永青文庫細川家文書、一三・九・二)。
- 3 刑法方は田沼な職務遂行のために、文書を使用頻度等に応じて現用・半現用に評価・分類した上で保管する文書管理体制をとっていた(高橋実「熊本藩の文書記録管理システムとその特質(その1)」(国立文化学研究所資料館『国文学研究資料館紀要』アーカイブス研究編第二号、二〇〇六年)八五～八七頁)。
- 4 高塩博「史料解題」(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社、一九九六年)一一二頁)。
- 5 前掲「史料解題」熊本藩法制史料集「一〇頁」一一二頁。
- 6 高塩博「熊本藩「刑法草書」の成立過程」(小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社、一九九六年)一三～一四頁)。
- 7 雑戸刑とは身分を賤民に落とす生涯刑である。多くの場合に額刺墨が併科されており、「額刺墨管百雑戸」は死刑に次いで最も重い刑として位置付けられている(史料解題『熊本藩法制史料集』二〇頁)。
- 8 雑戸刑の者については後に制度が緩和され、除墨と復籍が認められている。万延元(一八六〇)年四月には釈放後十五年以上経過し更生が認められた者に対して除墨と復籍が認められた。さらに慶応二(一八六六年)三月には、除墨と復籍を段階的に分け、十年後には除墨、さらに五年経過後に復籍を認めるよう改正された(前掲『熊本藩法制史料集』一一〇頁)。
- 9 「除墨帳」(史料解題『熊本藩法制史料集』二〇二頁)。
- 10 熊本藩は除墨制度創設にあたり清律を参考としたが、清律の制度そのものを導入するのではなく、その条文に内在する儒教的教化遷善思想を先例として用いた(小林宏「熊本藩における中国法の機能——法的決定の理由づけ」に寄せて——)(同『日本における立法と法解釈の史的研究 第二巻近世』(汲古書院、二〇〇九年)一九七～二〇一頁)。
- 11 石井良助『日本法制史概説』(創文社、一九四八年)四八七頁。
- 12 高塩博「熊本藩刑法の一斑——徒刑制度の中断と再開——」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』(木鐸社、二〇〇〇年)五一七頁)。

③ 刑法方による僉議では、「僉議」の二文字の下に執筆者の苗字が記されていることがある。頻出する僉議執筆者としては「水津」、すなわち水津熊太郎が挙げられるが、彼は刑法方の根取として活躍した人物である¹³。他の執筆者も刑法方根取の者が散見されるため、除墨申請の僉議の主体は刑法方の根取であったと考えられる¹⁴。

僉議の文章は、入墨者の在所と名前がある場合は「右者」、ない場合は「此」で始まり、その後の更生の様子や②の横目からの報告書について触れ、処罰・釈放されてからの経過年数に言及した上で、「追々之見合を以入墨(刺墨)可被除下哉」という文言で締められることが多い。また、先述の通り、横目が「演舌」で問題行動等を報告していた場合は、「演舌」の内容に触れた但書が追加される。さらに、すべての僉議に該当しないが、除墨申請よりも先に実施した除墨の事例が「例」として掲載されることがある。

④ 付札は、③の僉議の文章の付近に添付されており、多くの場合、右から漢字一文字が複数並べられ、その後、数名の苗字と「御目附」が記されている。全ての除墨申請に添付されているわけではないが、時代が下るとともに添付される事例が増えている。嘉永元(一八四八)年の川尻外城町銀平の除墨申請中の付札を例に挙げると、ここに記されている「大」・「吉」・「溝」はそれぞれ家老の大木舎人、家老の有吉大蔵、中老の溝口蔵人であり¹⁵、「稲津」・「佐田」・「小山」もそれぞれ奉行の稲津久兵衛と佐田吉左衛門、奉行副役の小山門喜である¹⁶。これらの人物は全て除墨申請を僉議した刑法方根取より上職位の者であり、申請書の内容を閲覧した上で承認した者が傍線を引いたと推察される。「除墨帳」に添付されている付札で、上記のように傍線が引かれるのは、全て奉行・奉行副役・御目附の箇所のみであることから、除墨申請は奉行・奉行副役・御目附までで決裁ができる、中老や家老の承認は不要の案件であったと考えられる。

大	吉	溝	稲津	佐田	小山	御目附
---	---	---	----	----	----	-----

最後に、「御刑法方御奉行中」から各支配方へ⑤除墨の可否が通達される。本史料に収録されている事例のほとんどが除墨を許可する通達である。村方の者であれば郡代、町方であれば町奉行、武士身分の者に養われている者であれば養い主の属する組の組頭等が通達先となった。除墨対象者の在所と氏名の横に「右者先年不届之儀有之：」で始まる文章が続く、過去の刑罰に言及した後、「其後相慎候由二付、右入墨此節被除下候条此段可有御達候、以上」と締めくくられている。この文章の後に日付と「刑法方御奉行中」から各支配方への宛先が加えられ、多くの場合、その後「尚書」が続く。除墨対象者が農業によって生計を立てている場合、尚書には「尚々本文之通被仰付候上、猶又心得違之儀等有之候而ハ難相濟事二付、弥以相慎農業出精いたし候様可有御教諭候、以上」とあり、「農業出精」という文言が用いられている。農業以外で渡世している者に対しては「産業出精」、武士身分の者に養われている者は「弥以相慎候様」という文言が用いられ、除墨対象者の渡世方によって尚書の文言に差異が設けられていたのである。

四 おわりに

三 史料の構成

「除墨帳」は入墨者が属する支配方から上げられた除墨申請書の原本が綴じこまれており、上申下達の順に沿って収録されている。これは熊本藩政文書にみられるもので、「除墨帳」もその類に漏れない。ここに収められている一事例ごとの構成を左記すれば次のようになる。

- ①各支配方から上げられた除墨申請書
- ②申請書に基づいた更生状況の調査報告
- ③①・②をふまえた除墨の可否についての僉議
- ④奉行、奉行副役、御目附の承認を示す付札
- ⑤除墨の可否の通達

まず、①各支配方から上げられた除墨申請書をみると、これは除墨の対象となる入墨者の支配方によって申請が異なっているが、申請書は「覚書」の形式をとっている。村方であれば先述の通り庄屋から惣庄屋、郡代へと上申される。庄屋が作成した除墨申請書は、属する手永の惣庄屋のみに宛てたものと、惣庄屋に加えて郡代や「御刑法方御奉行中」「御郡方御奉行中」も宛名に加えられた事例がある。両者がどのように使い分けられているのかは詳らかにできないが、前者の場合は庄屋からの申請書を受けた惣庄屋から郡代へ宛てた申請書が、庄屋からの申請書とは別に作成されている場合が多い。川尻のような町方であれば、入墨者が属する町の丁頭から申請が上げられ、宛名にある別当・廻役が連印をし、町奉行へ通達されている。土籍を剥奪され、武士身分の家族に養われている者であれば、養い主の者が属する組中のルートで除墨が申請された。

このように、除墨申請は身分制社会を反映して支配方によって経由する手続が異なっている。しかし、どの申請書も該当する入墨者が処罰・釈放された時期、釈放後から現在に至るまでの生業、家族や周囲との関係性について述べた上で、このように更生の実があがっているので入墨を抜くのを認めるよう歎願する文章で結ばれていることは共通している。

②申請書に基づいた入墨者の更生状況の調査は、支配方によって担う役も異なっており、村方であれば「目附付横目」、町方であれば「町方横目」があたった。また、武士身分の者に養育されている入墨者の申請であれば、「目附付横目」といった肩書の者が調査報告書を作成している。これは、原文書が綴じられる場合もあるが、①の申請書と比較すると控のみが記録されたり、調査報告は存在するものの控自体が「除墨帳」では省略される事例も見受けられる。また、報告書作成者の人数や情報量も事例ごとに異なっており、この調査報告の内容は定式化したとまでは言えないが、時代が下るとより詳細になっていく傾向がある。もし横目が調査した結果、入墨者の更生を確定し難い問題行動があった場合は、報告書の奥書に「演舌」として横目の意見が添えられ、③の僉議の際に参照された。実際に横目が問題行動を報告したことにより除墨申請が却下された文久三(一八六三)年の川尻外城町喜三郎の一件では、横目の安達幸右衛門から御目附衆中へ六丁にもわたる詳細な追跡調査報告書が提出されている。

二 除墨制度について

除墨制度の概要については、『熊本藩法制史料集』の「史料解題」で述べられているが、ここでは除墨制度に関する他の研究もふまえた上で、その制度について補足・説明を加えていく。

熊本藩の入墨刑は、宝暦五（一七五五）年の「刑法草書」施行によって、同時に採用された徒刑・笞刑の付加刑として導入されている。前科者の烙印を与える入墨は、犯罪を未然に防ぐ効果はあったものの、入墨者の更生の妨げになっていた。そこで、入墨者の社会復帰を促すために、寛政二（一七九〇）年に除墨制度が制定、五年後の寛政七（一七九五）年に施行されることになる。この刑罰的概念は、教諭し更生を促すとともに、手業を修得させる徒刑制度に相通ずるものである。

生業に就き更生が認められた入墨者であれば、釈放後五年が経過していることを条件に入墨を抜くという制度が除墨である。これは犯罪者改善のための施策であり、また刑期短縮の制度の側面もあった。ただし、更生が認められながらも除墨が許可されない例外規定も同時に設けられており、それは、①死刑を許された者、②雑戸刑の者、③姦罪の入墨者で被害者の女性が婚姻していない期間にある者、④殴傷により相手を残疾の不具者にした者、以上の四例に該当する入墨者は除墨を認めないという原則が存在した。

除墨は刑法方が除墨に該当する入墨者を選別するのではなく、入墨者の釈放後、各支配方から提出される除墨申請書によって審議が開始される。村方からの除墨申請の手続きであれば、庄屋から惣庄屋、郡代、刑法方の順に上申され、その過程で「郡目附付横目」による申請内容の調査・証明が行われる。その後、刑法方が申請内容を僉議し、除墨の可否を郡代へ通達するという手続きをとっていた。

罪人への入墨を更生促進のために除去する制度は、「除墨帳」の冒頭に「清律之内ニ別紙書抜之通相見、彼方ニても追て刺墨を除候法相立チ居申候」とあるように、元々清律に存在しているものだった。中国法の研究に熱心であった熊本藩は、除墨制度を創設するにあたり清律内の制度を参考にしたが、入墨除去の基準等で両者には相違点が見られる¹⁰。そのため、除墨制度は、熊本藩の独自性の強い制度であったと位置付けることができる。

寛保二（一七四二）年の「公事方御定書」制定によって幕領で入墨刑が採用されて以降¹¹、入墨刑は全国各地で導入・実施された。その中でも入墨者の更生のために一度入れた入墨を抜くという施策が確認されているのは、現時点で熊本藩をみるのみである。除墨制度と類似の制度は、会津藩において熊本藩よりも早い元禄三（一六九〇）年に定められたと伝えられているが、その実態については未詳である¹²。それ故、熊本藩の除墨制度は、他領と比較しても稀有なものであり、その実態を伝える「除墨帳」の史料的价值は高いといえよう。

史料紹介『除墨帳』(一)

長屋 佳歩
安高 啓明

一 はじめに

「除墨帳」とは、釈放後に更生が認められ入墨を抜くことが許可された入墨者に関する記録である。法量は縦二七・六cm×横一九・八cm、全八七五丁からなる縦帳一冊で、現在熊本大学附属図書館に寄託される永青文庫資料のひとつである。

これは、宝暦の改革以降、熊本藩の刑政を担った部署である刑法方において管理されていた文書であり、天保四(一八三三)年五月に刑法方が保管している文書記録の点検を行った際の記録「御刑法方諸帳目録 天保四年五月改」によると²⁾、「除墨帳」は「古諸帳」に分類されていることがわかる。現用文書である「当分物」に分類されていないことから、「除墨帳」は刑法方の文書類の中では比較的参照する機会が少ない半現用の文書であったと考えられる³⁾。除墨を制度化した熊本藩の事例は他藩ではみられないことから、本史料の持つ意義は大きい。

本史料は前半部と後半部とでその内容が異なっている。前半部は宝暦五(一七五五)年から天明九年(寛政元(一七八九)年)までの間に入墨となった者の記録であるのに対して、後半部は寛政七(一七九五)年から明治三(一八七〇)年までの除墨に関する記録となっている⁴⁾。

「除墨帳」は既に一部が翻刻されており、小林宏氏・高塩博氏編『熊本藩法制史料集』に収録されている。ここでは「除墨帳」の冒頭の除墨制度創設の提案書と、その後に続く宝暦五年四月十九日から宝暦十三年十二月二十五日にかけての入墨の記録、後半の除墨の記録が中略を挟みながら抄録されている。そのため、入墨かつ除墨の外観をとらえるには不十分な点もあるため、先学の成果に依拠しながら、『熊本藩法制史料集』に未掲載部分を翻刻し、以下解説していくことにする。